

糸満市国土強靱化地域計画

令和3年3月

目 次

はじめに

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 3
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 3

第1章 本市の地域特性

- 1 市域の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 4
- 2 災害の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 6

第2章 地域強靱化の基本的な考え

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 16
- 2 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 16
- 3 地域強靱化を推進する上での基本的な方針・・・・・・・・・・ p. 16

第3章 脆弱性評価

- 1 評価の枠組み及び手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 18
- 2 評価結果のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 20

第4章 地域強靱化の推進方針（施策分野ごとの推進方針）

<個別施策分野>

- (1) 行政機能／消防機能・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 22
- (2) 地域・都市・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 24
- (3) 保健医療・福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 28
- (4) 情報通信・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 29
- (5) エネルギー・産業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 30
- (6) 交通・物流・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 31
- (7) 農林水産・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 32
- (8) 環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 33
- (9) 土地利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p. 34

＜横断的施策分野＞

(1) 老朽化対策・・・・・・・・・・・・・・・・ p.35

第5章 計画の推進と不断の見直し

1 他の計画等の必要な見直し・・・・・・・・ p.36

2 本計画の進捗管理及び不断の見直し・・・・・・・・ p.36

(別紙1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果・・・・・・・・ p.37

(別紙2) リスクシナリオごとの地域強靱化の推進方針・・・・・・・・ p.54

はじめに

1 計画策定の趣旨

平成 25 年 12 月 11 日、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行された。

基本法は、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国土強靱化に関する施策の基本となる事項等を定めたものである。その基本理念として、国土強靱化に関する施策の推進は、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとし、国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして、平成 26 年 6 月、同法第 10 条の規定により「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。

基本法第 4 条は、地方公共団体の責務として、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有すると定めており、また、同法第 13 条は、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができるとしている。

これらを踏まえ、いかなる災害等が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の強靱化を推進する「糸満市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条の規定による「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に係る本市における他の計画等の指針となるものである。

なお、本計画は、基本法第 14 条の規定により基本計画との調和が保たれたものとするとともに、本市の「糸満市総合計画」及び「糸満市地域防災計画」との整合を図るものとする。

第1章 本市の地域特性

1. 市域の概況

(1) 自然条件

1) 位置

本市は、沖縄本島最南端に位置し、北緯 26 度 7 分・東経 127 度 39 分にあつて那覇市から南に約 12km にあり、北は豊見城市、東は八重瀬町に接し、西と南はそれぞれ東シナ海と太平洋に面している。

2) 地勢地質

沖縄本島南部は、島尻層群を基盤岩とし、その上を琉球石灰岩が覆うという地形構造になっており、本市も主にこの両地質で構成されている。市域の北部の武富から阿波根・座波・与座一帯は一部帯状に琉球石灰岩が残存するが、泥岩を主体にした島尻層群からなっており、中央部の新垣・真壁・南波平あたりにもこの地質がみられる。中央部のから南部の広い範囲にわたっては琉球石灰岩で覆われており、摩文仁の丘・喜屋武岬の海岸で断崖となっている。この島尻層群と琉球石灰岩からなる地域には、断層が縦横に走り、起伏に富んだ地形を形成する要因となっている。そして北西部の沿岸域の中心市街地と埋立地一帯は細かい粘土や砂などの沖積層となっている。

また、土壌は地質構造の影響を受けており、島尻層群からなる地域には保水性のある肥沃な灰色のジャーガルが分布し、琉球石灰岩からなる地域には保水性の乏しい赤色の島尻マーグが分布している。

地形をみると、島尻層群がみられる北部は、緩斜面と急傾斜が続く比較的变化のある丘陵地帯となっており、東部には標高 168m の与座岳がある。それに対し、琉球石灰岩で覆われている中央部から南部は、石灰岩台地の平坦面が断層によって切断された傾動地塊となっており、瓦屋根を重ねたような南に緩やかな斜面、北に断層崖を持つ台地群からなる地形である。そして、摩文仁の丘からは崖下にサンゴ礁が広がる景色となっている。また、北西部の沖積層からなる埋立地と市街地は、平坦な低地を形成している。

水系は、東から西へ全長 10.7 km の報得川が市を横切って流れている。

3) 気候

本市の気候区分は亜熱帯海洋性気候である。本市の気象の参考として那覇（沖縄气象台）における 1981～2010 年までの 30 年間の観測値を平均した値（平年値）をみると、年降水量 2040.8mm、年平均気温 23.1℃、年平均相対湿度 74.0% となっている。台風の沖縄県への接近数は、1981～2010 年の接近数を平均すると年 7.4 個である。

4) 面積

46.63k m² (令和2年1月現在)

(2) 社会的条件

1) 人口

本市の令和元年12月末日現在の登録人口は62,179人を数え、昭和46年(市制施行)12月末日の人口37,014人より25,165人の増となっている。これを人口動態の面からみると高齢化指数(65歳以上人口÷総人口)は20.9%と高く、着実に人口の高齢化は進んでいる。

2) 居住状況

糸満地区は農漁村から自然発生的に形成された市街地なので、細い路地の入り組んだ過密地域となっており、老朽化の進んだ建物が多く火災、家屋倒壊による被害が懸念される。平成26年1月1日現在における本市の建物棟数は、家屋棟数16,195棟でこの内木造家屋は8.3%に当たる1,343棟である。新市街地の西崎町・潮崎町は道路等の基盤整備の進んだ住居・商業・工業地区であるが、埋立地のため大地震に伴う液状化現象や津波等による大きな被害が発生する可能性がある。

3) 交通事情

本市における道路網は、沖縄本島南部を周回する幹線道路として国道331号を始め、主要地道那覇糸満線、県道7号線、県道77号線その他隣接市町村及び市内の主要集落を連絡する8本の県道及び627本の市道で構成されている。

2. 災害の想定

本市の気象、地勢等の特性によって起こりうる災害（台風、地震、津波等）を検討した結果、本計画において想定する災害は次のとおりとする。

（1）風水害

沖縄県が大規模な被害を受けた2つの台風を事例に、本市においても同規模の災害を想定する。但し、現在の社会状況等から死傷者、住宅等の被害数は変動することを考慮する。

1) 台風第14号 フェイ

襲来年月日	昭和32年9月25日、26日
最大風速	47.0m/s
最大瞬間風速	61.4m/s
降水量	70.7mm
死傷者・行方不明者	193名（うち死者及び行方不明者131名）
住宅全半壊	16,091戸

2) 第2宮古島台風（昭和41年台風第18号 コラ）

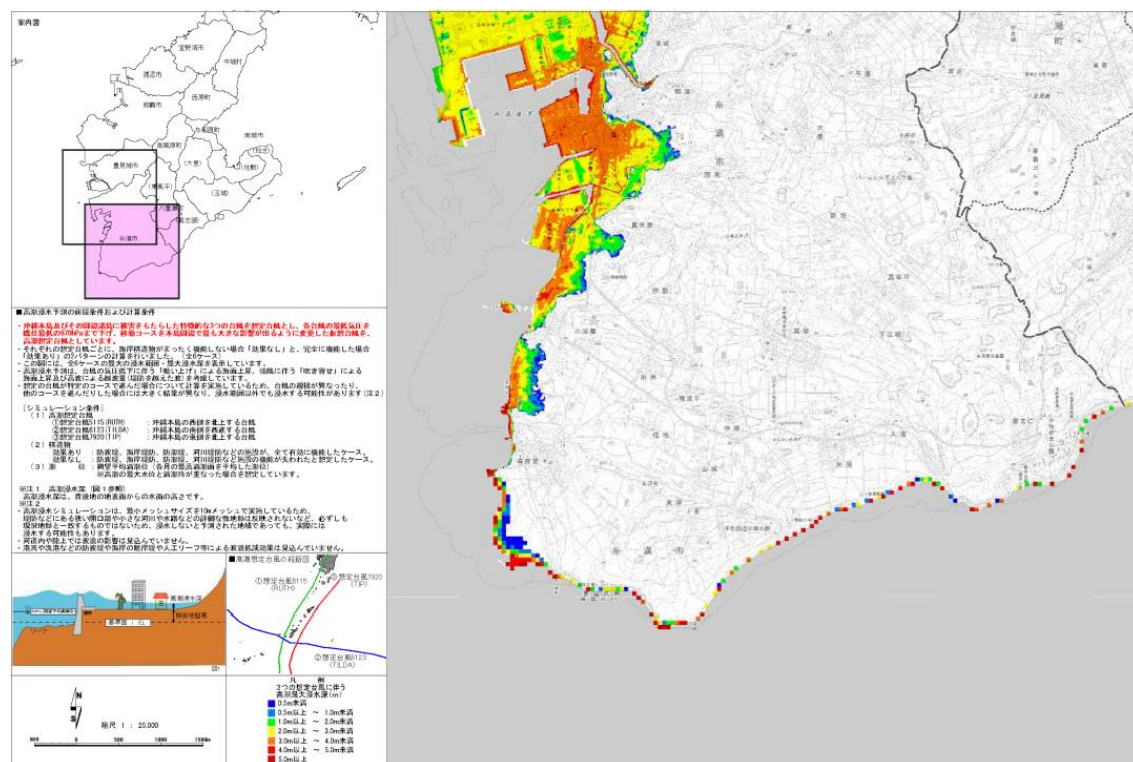
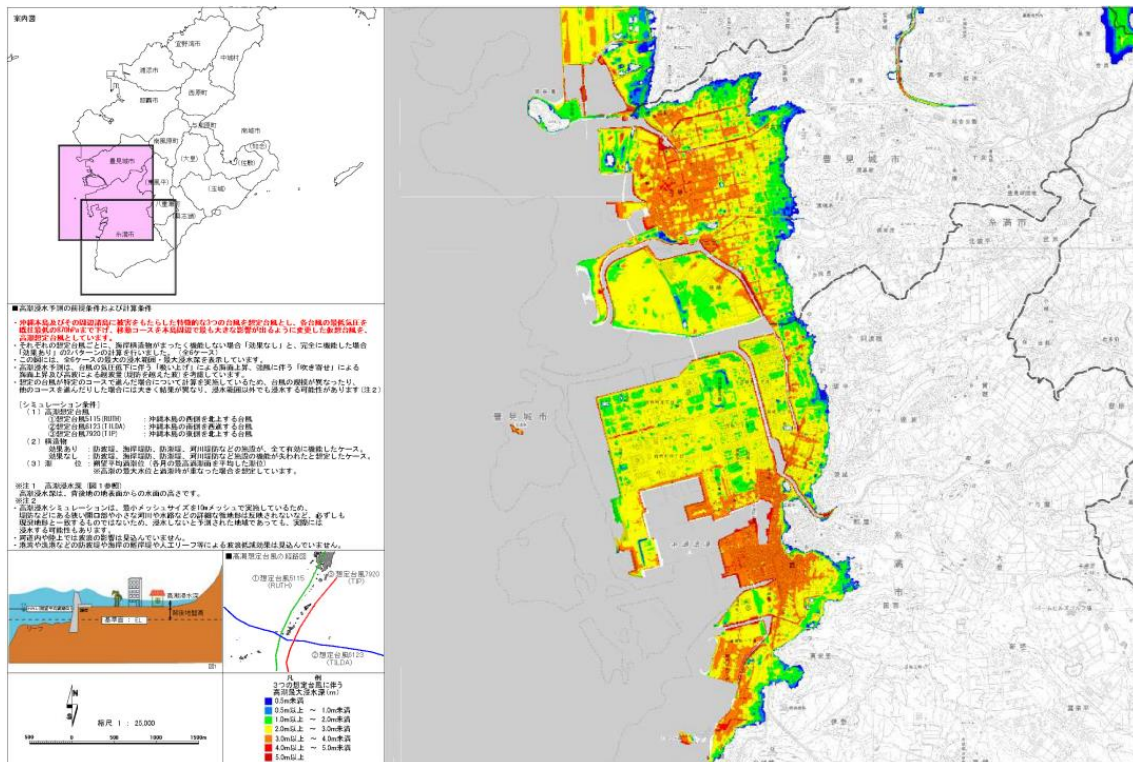
襲来年月日	昭和41年9月5日
最大風速	60.8m/s
最大瞬間風速	85.3m/s
降水量	297.4mm
傷者	41名
住宅全半壊	7,765戸

（2）高潮（浸水）の被害想定

本県に来襲する台風の特徴をもとに、大きな被害をもたらすおそれがある台風の経路及び中心気圧（最低中心気圧870hPa）を想定して、波浪と高潮による浸水区域を予測（平成18年度）した。

対象	想定台風の経路	浸水予測
本島沿岸	①沖縄本島西側を北上 ②沖縄本島南側を西進 ③沖縄本島東側を北上	本島南部では海岸に沿って広がっている低地、 本島北部や周辺諸島では海岸や河川に沿って点 在する低地が浸水。

【平成 18 年度 高潮浸水予測図】



(3) 土砂災害（危険、警戒区域等）の被害想定

市内には、がけ崩れ・土石流・地すべりへの警戒避難等が必要な箇所が複数存在する。
これらの危険、警戒箇所では表層崩壊を想定している。

1) 土砂災害危険区域（10 箇所）

① 地すべりによる危険が予想される区域（2 箇所）

平成 31 年 4 月 1 日現在

区域	番号	面積 (ha)	地すべり 指定地の 有無	区域内の保全対象				
				河川への 影響(m ²)	人家 (戸)	耕地 (ha)	公共的建物施設 の種類及び数	その他
武富	84	16.0	無		33	2.4	市道 2,130m	
糸満 兼城	85	43.1	有		108	9.4	市道 2,360m 学校 1	

沖縄県水防計画

② 急傾斜地崩壊による危険が予想される箇所（8 箇所）

【自然斜面】

平成 31 年 4 月 1 日現在

区域	番号	地形			保全対策				区域指定
		傾斜 角 (度)	長さ (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共的建物		公共施設	
武富	228	39	400	11	24	福祉施設	2	市道(690m) 道路(60m)	H5. 3. 23
糸満(2)	229	70	175	14	24			市道(105m)	無
糸満(1)	230	32	60	14.5	7			市道(235m)	S57. 12. 10
糸満(3)	231	90	130	16	9			市道(20m)	H5. 3. 23
糸満(4)	232	66	55	14	9			市道(30m) 道路(40m)	無
真栄里	244	41	215	9.8	9				H10. 2. 10

【人工斜面】

区域	番号	地形			保全対策				区域指定
		傾斜 角 (度)	長さ (m)	高さ (m)	人家 (戸)	公共的建物		公共施設	
武富(2)	464	49	90	11.5	10			市道(135m)	無
糸満兼城	465	60	220	15	8			市道(320m)	無

沖縄県水防計画

2) 土砂災害警戒区域 (13 箇所)

市内には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 13 年 4 月 1 日施行）に基づき指定された土地の区域が複数存在する。

① 急傾斜地の崩壊 (10 箇所)

令和 2 年 4 月 1 日現在

箇所名	所在地	警戒区域 指定状況	特別警戒区域 指定状況	告示番号	告示年月日
潮平(1)	大字兼城 小字上原	指定済み	未指定	第 336 号	H23. 6. 10
潮平(2)	大字兼城 小字上原	指定済み	未指定	第 336 号	H23. 6. 10
糸満(1)	大字糸満 小字上組	指定済み	未指定	第 336 号	H23. 6. 10
糸満(2)	大字糸満 小字上組	指定済み	未指定	第 336 号	H23. 6. 10
糸満(3)	大字糸満 小字町端	指定済み	未指定	第 336 号	H23. 6. 10
糸満(4)	大字糸満 小字新島	指定済み	未指定	第 336 号	H23. 6. 10
真栄里	大字真栄里 小字真謝原	指定済み	未指定	第 336 号	H23. 6. 10
武富	糸満市字武富 八重瀬町字友寄、字宜次	指定済み	未指定	第 389 号	H24. 7. 27
武富(2)	字武富	指定済み	未指定	第 467 号	H24. 9. 28
武富(3)	糸満市字武富 豊見城市高嶺	指定済み	未指定	第 410 号	H29. 8. 15

② 地すべり (3 箇所)

令和 2 年 4 月 1 日現在

箇所名	所在地	警戒区域 指定状況	特別警戒区域 指定状況	告示番号	告示年月日
兼城	兼城、潮平	指定済み	未指定	第 493 号	H22. 10. 8
武富	糸満市字武富 八重瀬町字友寄、 字宜次	指定済み	未指定	第 467 号	H24. 9. 28
豊見城	糸満市字武富 豊見城市高嶺、 平良、饒波	指定済み	未指定	第 410 号	H29. 8. 15

(4) 地震及び津波の被害想定

東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフ巨大地震対策の基本的方向の最終報告を受け、沖縄県が県内における大規模な地震・津波発生に伴う被害想定について調査した「沖縄県地震被害想定調査（平成 26 年 3 月）」の調査結果を採用する。

1) 想定地震

本市に大きな被害を与える可能性のある地震として、沖縄本島南部スラブ内地震（マグニチュード 7.8 規模の地震）、沖縄本島南東沖地震 3 連動（マグニチュード 9.0 規模の地震）を想定している。

2) 被害予測

予測する項目は、建物被害、人的被害、ライフライン被害、交通施設被害、生活機能支障、避難者、要配慮者の被害としている。

3) 被害予測結果の概要

① 建物被害の予測結果

想定地震	被害原因	現況建物 棟数 (棟)	全壊棟数 (棟)	半壊棟数 (棟)	全壊率 (%)	半壊率 (%)
沖縄本島 南部スラ ブ内地震	揺れ	16,558	1,317	2,877	8.0	17.4
	液状化		14	14	0.1	0.1
	土砂災害		3	7	0.0	0.0
	地震火災		6 (焼失棟 数)	－	0.0	－
	津波		－	－	－	－
沖縄本島 南東沖地 震 3 連動	揺れ	16,558	1,135	2,188	6.9	13.2
	液状化		14	5	0.1	0.0
	土砂災害		3	7	0.0	0.0
	地震火災		13 (焼失棟 数)	－	0.1	－
	津波		2,165	2,473	13.1	14.9

② 人的被害の予測結果

想定地震	被害原因	現況人口 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	死者率 (%)	負傷者率 (%)
沖縄本島 南部スラ ブ内地震	建物倒壊	57,320	18	746	0.0	1.3
	土砂災害		0	0	0.0	0.0
	地震火災		0	0	0.0	0.0
	津波		－	－	－	－

想定地震	被害原因	現況人口 (人)	死者数 (人)	負傷者数 (人)	死者率 (%)	負傷者率 (%)
沖縄本島 南東沖地 震3連動	揺れ	57,320	15	590	0.0	1.0
	土砂災害		0	0	0.0	0.0
	地震火災		0	0	0.0	0.0
	津波		441	7,365	0.8	12.8

注) 死者率及び負傷者率は、「沖縄県地震被害想定調査(平成26年3月)」に記載される現況と被害結果を基に計算した。なお、小数点第二位を四捨五入している。

③ ライフライン被害

ア 上水道

想定地震	給水人口 (人)	直後		1ヶ月後	
		断水人口 (人)	断水率 (%)	断水人口 (人)	断水率 (%)
沖縄本島南部スラブ内地震	57,864	55,029	95.1	13,424	23.2
沖縄本島南東沖地震3連動	57,864	56,355	97.4	26,024	45.0

イ 下水道

想定地震	処理人口 (人)	直後		1ヶ月後	
		支障人口 (人)	支障率 (%)	支障人口 (人)	支障率 (%)
沖縄本島南部スラブ内地震	32,177	13,509	42.0	97	0.3
沖縄本島南東沖地震3連動	32,177	32,177	100.0	4,402	13.7

ウ 電力

想定地震	電灯軒数 (軒)	直後		7日後	
		停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
沖縄本島南部スラブ内地震	41,233	8,406	20.4	0	0.0
沖縄本島南東沖地震3連動	41,233	14,797	35.9	5,390	13.1

エ 通信

想定地震	回線数 (回線)	直後		1ヶ月後	
		不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)	不通回線数 (回線)	不通回線率 (%)
沖縄本島南部スラブ内地震	16,921	3,520	20.8	237	1.4
沖縄本島南東沖地震3連動	16,921	7,390	43.7	2,565	15.2

④ 交通施設被害

ア 道路

想定地震	直轄国道被害 箇所数（箇所）	直轄国道以外被害 箇所数（箇所）	計（箇所）
沖縄本島南部スラブ内地震	3	33	36
沖縄本島南東沖地震 3 連動	5	33	38

イ 橋梁、盛土、切土・斜面

想定地震	橋梁 （箇所）	切土・斜面 （箇所）	盛土 （箇所）	計（箇所）
沖縄本島南部スラブ内地震	13	0	0	13
沖縄本島南東沖地震 3 連動	13	0	0	13

⑤ 生活機能支障

ア 物資

想定地震	食料		飲料水		生活必需品 （毛布）
	不足量（食）		不足量（リットル）		不足量 （枚）
	1～3 日 合計	4～7 日 合計	1～3 日 合計	4～7 日 合計	
沖縄本島南部スラブ内地震	7, 739	67, 375	326, 270	611, 738	2, 814
沖縄本島南東沖地震 3 連動	73, 305	168, 043	339, 358	648, 947	23, 878

⑥ 災害廃棄物

想定地震	災害廃棄物（万 t）		
	可燃物	不燃物	計
沖縄本島南部スラブ内地震	1. 30	9. 45	10. 75
沖縄本島南東沖地震 3 連動	3. 27	23. 22	26. 49

⑦ 避難者

想定地震	避難所避難者数			避難所外避難者数		
	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
沖縄本島南部スラブ内地震	1, 583	6, 890	4, 217	1, 055	6, 890	9, 839
沖縄本島南東沖地震 3 連動	12, 113	11, 353	7, 928	6, 182	5, 711	18, 500

⑧ 要配慮者

想定地震	避難所要配慮者数（人）		
	1 日後	1 週間後	1 ヶ月後
沖縄本島南部スラブ内地震	336	1,461	894
沖縄本島南東沖地震 3 連動	2,569	2,407	1,681

(5) 津波の浸水想定

本市の大規模地震に伴う津波による浸水想定については、「沖縄県津波・高潮被害想定調査」（平成 18・19 年度）、「沖縄県津波被害想定調査（平成 24 年度）」、「沖縄県津波被害想定調査（平成 26 年度）」に基づき、津波の浸水想定区域、津波到達時間等の結果が公表されている。

その中でも、最も深刻な被害が想定されている「沖縄県津波被害想定調査（平成 24 年度）」の調査結果による想定値については以下のとおりとなる。

1) 想定津波

沖縄県での最大クラスの地震の設定に関しては、沖縄トラフ側、琉球海溝側で最大クラスとなるように設定し、沖縄本島南東沖地震 3 連動によって来襲する津波を想定。

2) 予測結果の概要

① 米須

地震発生から 2 分後に、海岸域の人命に影響が出る恐れのある水位（±20cm）に達すると予測され、地震発生から 12 分後に第 1 波が到達すると予測されている。

米須地点の最大水位は 14.1m で、最大遡上高は 19.5m と予測されている。

② 喜屋武

地震発生から 8 分後に、海岸域の人命に影響が出る恐れのある水位（±20cm）に達すると予測され、地震発生から 16 分後に第 1 波が到達すると予測されている。

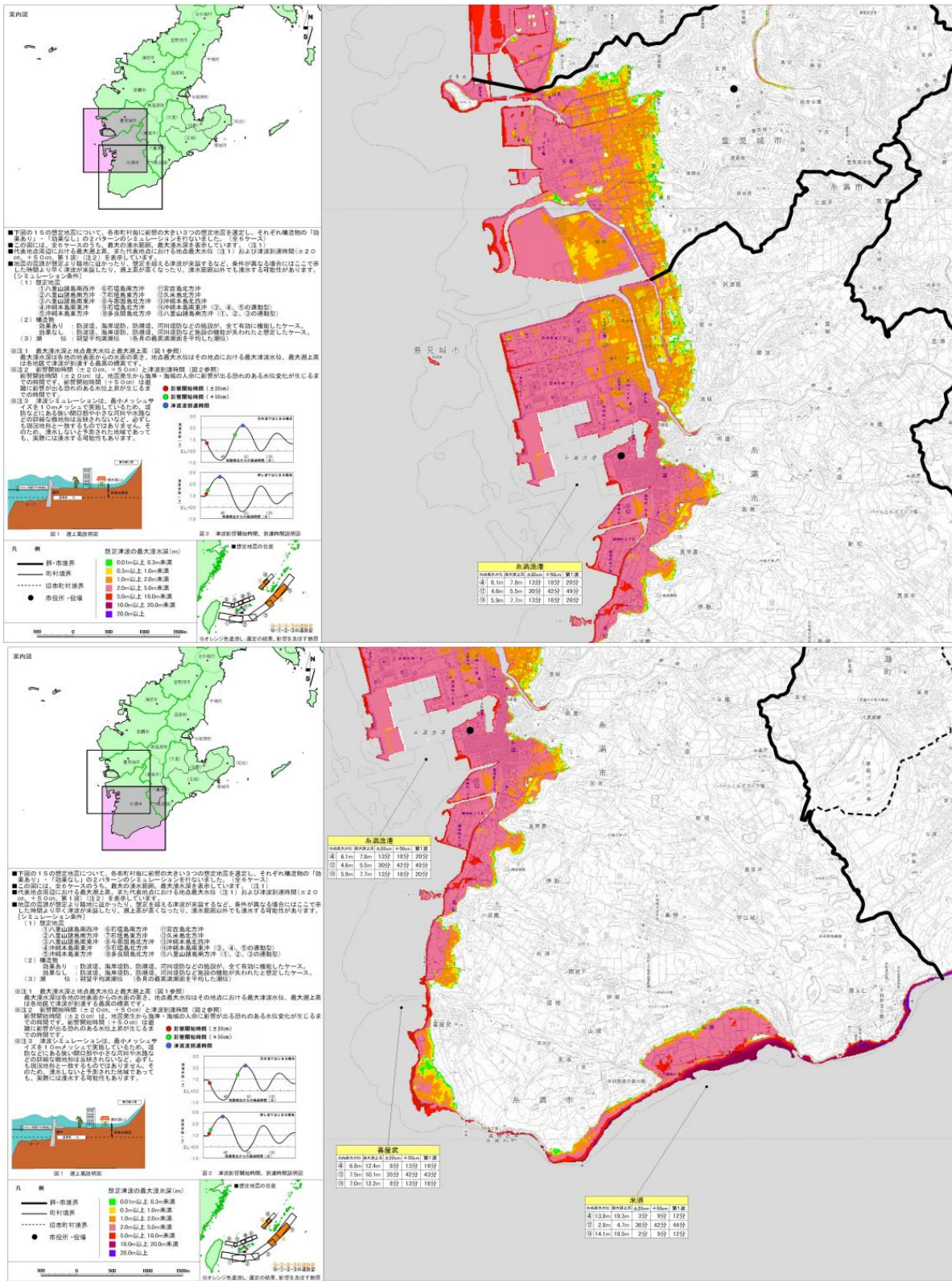
喜屋武地点の最大水位は 7.5m で、最大遡上高は 12.4m と予測されている。

③ 糸満漁港

地震発生から 13 分後に、海岸域の人命に影響が出る恐れのある水位（±20cm）に達すると予測され、地震発生から 20 分後に第 1 波が到達すると予測されている。

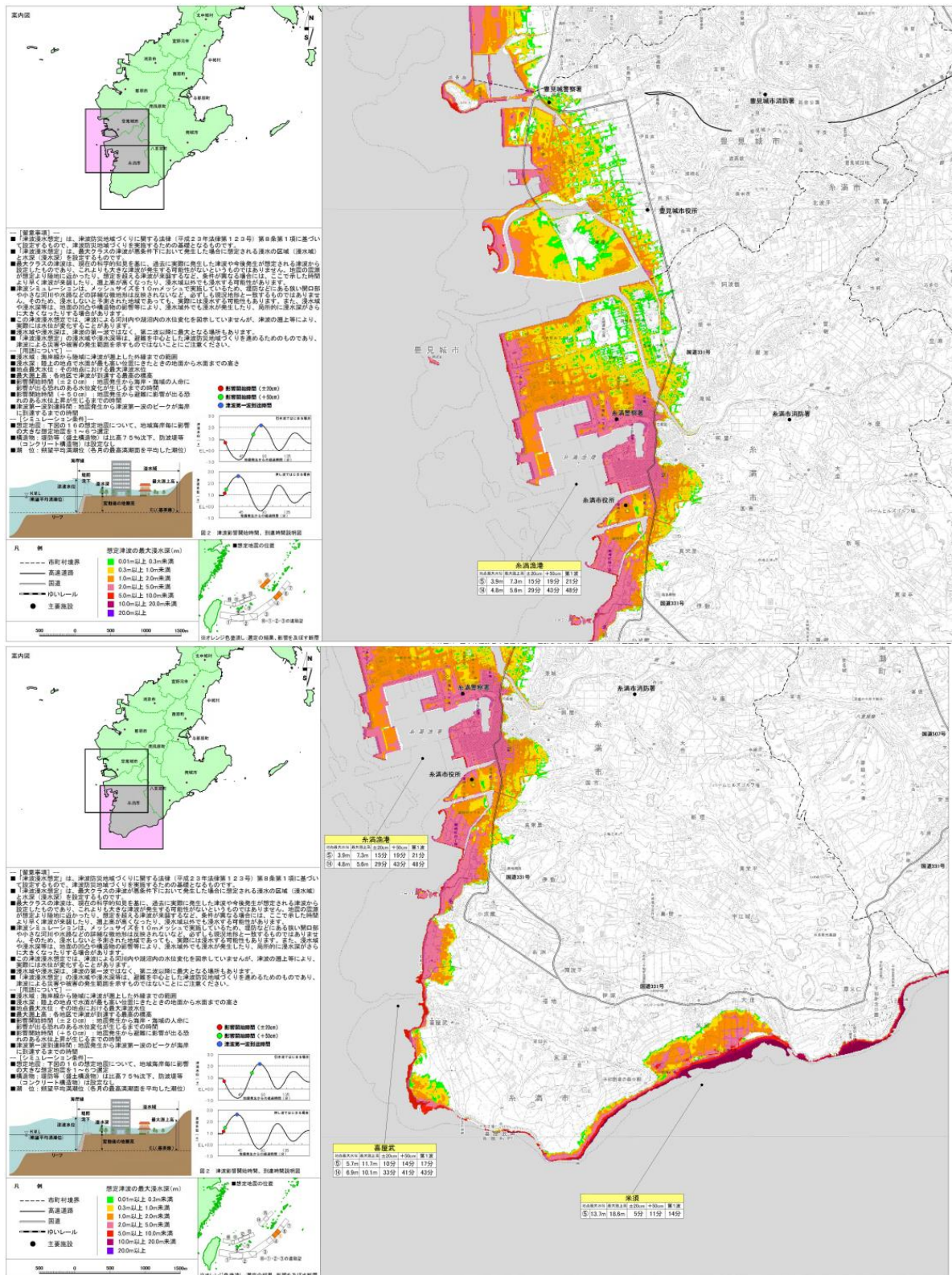
糸満漁港地点の最大水位は 6.1m で、最大遡上高は 7.8m と予測されている。

【沖縄県津波浸水想定図（平成24年度）】



※「沖縄県津波被害想定検討委員会」による作成（津波防災地域づくりに関する法律（平成23 年法律第 123 号）に基づくものでない）

【沖縄県津波浸水想定図（平成 26 年度）】



第2章 地域強靱化の基本的な考え

1. 基本目標

いかなる災害等の発生に対しても、以下の①～④を基本目標とし、地域強靱化を推進する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市の重要な機能が致命的な障害をうけず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

2. 事前に備えるべき目標

4つの基本目標を達成するため、以下のとおり①～⑧の事前に備えるべき目標を定める。

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3. 地域強靱化を推進する上での基本的な方針

大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限に活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

（1）地域強靱化の取組姿勢

- ① 本市の強靱化を損なう本質的原因として何が存在しているかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。
- ② 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画

的な取組にあたること。

- ③ 市内各地域の特性を踏まえ、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い市土づくりを進めることにより、地域を活性化し、個性と活力あふれる持続可能な発展につなげていく視野を持つこと。
- ④ 本市の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

（２）適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ② 「自助」「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村等）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

（３）効率的な施策の推進

- ① 社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ② 限られた資本を最大限に活用するため、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ④ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

（４）地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティー機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ② 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ③ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第3章 脆弱性評価

地域強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行い、それに基づき本計画の施策を定めることとする。

1. 評価の枠組み及び手順

(1) 想定するリスク

本計画においては、第1章の本市の地域特性及び想定した災害を踏まえ、本市に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

(2) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととし、その妨げになるものとして、基本計画及び本市の地域特性を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」ごとに、次の表のとおり34項目の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定した。

(3) 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野として、以下のとおり9の個別施策分野、1の横断的分野を設定した。

<個別施策分野>

- | | | |
|-------------|------------|-----------|
| ① 行政機能／消防機能 | ② 地域・都市 | ③ 保健医療・福祉 |
| ④ 情報通信 | ⑤ エネルギー・産業 | ⑥ 交通・物流 |
| ⑦ 農林水産 | ⑧ 環境 | ⑨ 土地利用 |

<横断的施策分野>

- ① 老朽化対策

(4) 評価の実施手順

34項目の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）ごとに、それを回避するための施策を抽出し、当該施策で対応が十分かどうか、課題等の分析・評価を実施した。さらに、分野ごとの課題等が明確になるよう施策分野ごとに整理した。

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救急・救助、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地、避難所における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期化
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災・爆発等
		5-4	食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
6	大規模災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる供給停止、異常湧水等により用水の供給途絶
		6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

2. 評価結果のポイント

評価結果は、別紙1のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

（1）ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、施策の実施や効果の発現までに時間を要すること、充当できる財源に限りがあること等を踏まえ、訓練や啓発などのソフト

対策を適切に組み合わせる必要がある。

(2) 代替性・冗長性等の確保が必要

大規模な自然災害に対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、産業、交通・物流等の分野においては、システム等が一旦途絶えると、その影響は甚大であり、バックアップ体制の整備等により、代替性・冗長性を確保する必要がある。

(3) 国・県・民間等との連携が必要

個々の施策の実施主体は、市だけではなく、国、県、民間事業者、NPO、市民など多岐にわたる。市以外の実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、強靱化を担う人材の育成など組織体制の強化及び民間事業等に対する適切な支援が不可欠であるとともに、各実施主体との徹底した情報提供・共有や各主体間の連携が必要不可欠である。

第4章 地域強靱化の推進方針（施策分野ごとの推進方針）

第3章で示した脆弱性評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策について、施策分野ごとに次のとおり推進方針を示す。

また、複数の施策分野に関連する施策については、再掲のうえ、その旨明示している。

<個別施策分野の推進方針>

（１）行政機能／消防機能

○大規模災害対応力の強化

【総務部、企画開発部、消防、水道部】

沖縄県は、島しょ地域であると同時に台風の常襲地域でもあり、自然災害を被りやすい地域であることから、本市においても、市民の生命、財産を守るため、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害など様々な状況に対応できる実行力のある危機管理体制及び消防防災体制の強化を図る必要がある。

このため、危機管理体制の強化においては、災害対策本部運営環境を適切に整備し、地域防災計画の定期的な点検・見直しや各種危機管理マニュアル等の策定を推進する。

また、消防防災体制の強化においては、消防広域化の推進、消防車輛の適切な配備及び各種消防用資機材の充実等を図る。

○災害対策本部運営訓練の実施

【総務部、水道部】

災害対策本部員及び各部の災害対応力を向上させるため、大規模な地震・津波等を想定した災害対策本部運営を含めた実践的な訓練を実施する。

○自主防災組織の拡充及び強化

【総務部、消防】

市民や企業等への防災教育の推進による防災意識の向上及び防災士の養成を図るとともに、自主防災組織の普及拡大及び消防団と連携した災害対応力の強化を図る。

○災害時における事業者等との連携強化

【総務部、水道部、各事業者】

災害時における各種団体・企業等との連携については、被災者への食料等の供給、緊急物資の輸送、公共土木施設の復旧、ライフラインの復旧等の応援対策を迅速に実施するため、民間事業者等との協定締結等により連携を強化し、協働で取り組む。

○公共建築物等の耐震化の促進

【関係各部署】

大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点となる施設等の建築物については、耐震診断・改修等を進めていく必要があり、公共建築物の耐震診断を速やかに実施し、計画的かつ重点的な耐震化の推進に取り組む。

○応援体制の強化

【総務部、消防】

大規模災害時の救助・救急活動等において、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、受援計画を策定し、事前の準備に努める。また、緊急時の連絡体制及び受入拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して自衛隊、警察、消防等との連携体制を充実させる。

	関連施策	関連部署
1	非構造部材の耐震対策、バリアフリー化、防災機能の強化／学校施設整備の充実	教育委員会総務部
2	防災講習会の実施／地域の防災機能の充実	総務部
3	自主防災組織の結成促進／地域の防災機能の充実	総務部
4	自主防災組織の活性化（人材育成及び防災資機材の充実）／地域の防災機能の充実	総務部
5	自主防災組織連絡協議会による合同訓練の定期的開催／地域の防災機能の充実	総務部
6	地域防災計画の定期的な点検と見直し／防災のための行政施策推進	総務部
7	職員初動対応マニュアルの策定／防災のための行政施策推進	総務部
8	民間企業等との流通備蓄協定の締結／防災のための行政施策推進	総務部
9	ライフライン（電気、通信、ガス、上下水道）確保のための関係機関との連携／防災のための行政施策推進	総務部、水道部
10	災害が予想される地域での定例訓練／災害が予想される地域での防災対策	総務部
11	家庭、職場での防災対策の指導・啓発／市民消防力の強化	消防、総務部
12	自主防災組織や消防団と連携した避難誘導訓練や消火訓練の実施／市民消防力の強化	消防、総務部
13	消防広域化の推進／消防力の強化	消防、企画開発部
14	消防職員定数の増員及び適正配置と訓練強化／消防力の強化	消防
15	消防団の増員及び資質向上／消防力の強化	消防
16	管内の航空自衛隊・陸上自衛隊並びに警察署との連携強化／消防力の強化	総務部、消防
17	消防広域化を見据えた市街地の分署新設／消防施設・設備の充実	消防
18	消防車輛の適切な配備／消防施設・設備の充実	消防
19	各種消防用資機材の充実／消防施設・設備の充実	消防
20	配水池やポンプ場の耐震診断結果に基づく耐震化や更新／主要施設の耐震化	水道部

	関連施策	関連部署
21	幹線管路の耐震化漏水防止（給水の安定性や災害時における避難所への給水確保）／主要施設の耐震化	水道部
22	全県的な水道事業関連事業者等との広域的応援体制の拡充／緊急時の応急給水対策の整備	水道部
23	危機管理マニュアルの充実、定期的な訓練実施による非常時への対応／緊急時の応急給水対策の整備	水道部

（２）地域・都市

○公共建築物等の耐震化の促進（再掲 1）

【関係各部署】

○自主防災組織の拡充及び強化（再掲 1）

【総務部、消防】

○地域防災力の向上 【総務部、建設部、経済部、企画開発部、教育委員会総務部】

地域における防災力の向上については、避難施設や避難経路等の確保や整備を推進するとともに、ハザードマップによる危険地域や避難場所等の周知浸透を図り、災害が予想される地域での防災訓練や避難訓練の充実等に取り組む。

○密集市街地等の整備改善と避難地等の確保

【建設部】

密集市街地等における防災機能の改善については、老朽建築物等の建て替えや狭あい道路の整備を促進するとともに、防災機能を付加した都市公園等の整備を推進し、避難経路、避難地等の確保に取り組む。

○民間住宅・建築物等の耐震化促進

【建設部】

住宅・建築物の耐震対策については、民間建築物の建物所有者等に対する積極的な普及啓発や相談窓口の設置等により、耐震診断・改修を行いやすい環境の整備を行い、耐震化の促進を図る。また、住宅・建築物の機能維持・劣化予防については、老朽化対策や適正な維持保全の推進等に取り組む。

○地域・都市の浸水対策

【総務部、建設部、水道部、経済部、消防】

下水道による地域・都市の浸水対策については、雨水幹線や貯留浸透施設等の整備、農村地域の湛水被害防止対策等を推進する。また、内水ハザードマップの作成等や住民等による自助と自主防災組織等による共助、関係機関との連携による公助を組み合わせることにより、総合的かつ効率的な浸水対策に取り組む。

○安定した水資源の確保と上水道の整備

【水道部】

安定した水資源の確保については、関連施設の適切な維持・管理、雨水や再生水等の雑用水等への有効利用を図るとともに、水が貴重な資源であることを市民一人ひとりが認識し、節水や水循環に取り組むことで、水を大切に使う社会の実現を目指す。

また、上水道施設の整備については、今後の水需要や水質の安全性を確保するための水道施設等を整備するとともに、老朽化した施設の計画的な更新、耐震化を推進する。

○文化財の災害対策

【教育委員会総務部】

本市の建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財は、火災等の被害から守る必要がある。とりわけ、史跡、名勝、天然記念物については、火災による被害、地震、台風による建造物等の倒壊も予想されるので、地域防災計画における文化財災害予防計画に基づき災害予防の徹底を図る。

また、災害により文化財に被害が及んだ場合にあっては、国や県と連携した文化財の保全・修復に努め、復旧復興の迅速化を図る。

○要配慮者の安全確保

【福祉部、総務部、企画開発部、市民健康部、消防】

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及、地震時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等の様々な面で配慮が必要である。このため、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。

また、糸満市要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者の名簿等の情報を本人の同意を得て関係機関と共有し、具体的な避難支援個別計画の策定に努めるものとする。

さらに、災害時に一般の避難施設での生活が困難な要配慮者については、平時より各要配慮者に対応した福祉避難所の確保に努める。

○地域安全対策の推進

【市民健康部、建設部】

災害時に、警察機能の大幅な低下により治安が悪化することのないよう、平時から自治会等と連携したコミュニティーの活性化、自治力強化の支援等による犯罪の抑止活動に取り組むとともに、防犯性の高い住宅等（死角の排除等）の関係機関と連携した普及促進、空き家等の実態把握に取り組む。

○土砂災害対策

【県、総務部、建設部、経済部】

市内には、土砂災害（危険、警戒区域等）の被害が想定される箇所が存在することから、大雨や地震発生に伴い、土砂崩壊や地すべりが発生することによる被害を防ぐために、県が主体となって実施する砂防事業に協力し、各機関及び関連部署が連携して必要

に応じた対策に取り組む。

○高潮等対策

【県、総務部、建設部、経済部】

高潮等災害については、高潮、波浪、潮風害等の自然災害から市民の生命や財産を守るため、県の実施する景観や生態系などの自然環境に配慮した海岸保全施設の整備等に協力するとともに、各機関及び関連部署が連携して必要に応じた対策に取り組む。

○治水対策

【県、総務部、建設部、経済部、水道部】

河川の治水対策については、県の実施する都市河川の重点的な整備等に協力するとともに、各機関及び関連部署が連携して必要に応じた対策を行い、また、開発行為や家庭での雨水利用による河川への流出抑制を推進するなど、総合雨水対策に努める。

	関連施策	関連部署
1	非構造部材の耐震対策、バリアフリー化、防災機能の強化／学校施設整備の充実（再掲 1）	教育委員会総務部
2	国や県と連携した文化財の保全・修復／文化財の保全・育成	教育委員会総務部
3	防災講習会の実施／地域の防災機能の充実（再掲 1）	総務部
4	自主防災組織の結成促進／地域の防災機能の充実（再掲 1）	総務部
5	自主防災組織の活性化（人材育成及び防災資機材の充実）／地域の防災機能の充実（再掲 1）	総務部
6	自主防災組織連絡協議会による合同訓練の定期的開催／地域の防災機能の充実（再掲 1）	総務部
7	災害時における弱者対策の検討／地域の防災機能の充実	福祉部、総務部、企画開発部、市民健康部、消防
8	住宅・特定既存耐震不適格建築等の耐震診断・改修促進に向けた支援等／防災のための行政施策推進	建設部
9	ハザードマップの周知及び更新／防災のための行政施策推進	総務部
10	災害が予想される地域での定例訓練／災害が予想される地域での防災対策（再掲 1）	総務部
11	避難所の確保、案内板の整備、防災マップへの掲載、危険箇所での警告板の整備／災害が予想される地域での防災対策	総務部、建設部、経済部、企画開発部
12	家庭、職場での防災対策の指導・啓発／市民消防力の強化（再掲 1）	消防、総務部
13	自主防災組織や消防団と連携した避難誘導訓練や消火訓練の実施／市民消防力の強化（再掲 1）	消防、総務部
14	地域コミュニティ内での要配慮者の把握／支えあい社会の基盤づくり	福祉部、総務部、企画開発部、消防

	関連施策	関連部署
15	子どもやお年寄りに安全な道路や広場の整備／異なる世代が共に住むまちづくり	建設部、経済部、企画開発部
16	社会福祉協議会との連携／社会福祉基盤の充実	福祉部、総務部
17	地域福祉ネットワーク体制の構築の推進（高齢者の見守り体制の強化）／地域包括ケアシステムの構築	福祉部
18	狭あい道路の解消による利便性の向上と防災対策の推進／既成市街地の整備	建設部
19	兼城地区の土地利用計画の明確化、道路・公園等の公共施設の整備と併せた地区計画の策定推進／スプロール地区への対処	建設部
20	潮平・阿波根地区等の基盤整備促進／スプロール地区への対処	建設部
21	防犯性の高い住宅等（死角の排除等）の関係機関と連携した普及促進／良好な住宅の整備	建設部、市民健康部
22	空き家等の実態把握／良好な住宅の整備	建設部
23	市営住宅の建て替えや整備（安全・安心・快適にくらせるユニバーサルデザイン化）／市営住宅の建替	建設部
24	地域力を高める公民館または集会所等の整備、公園緑地等の整備の促進／コミュニティー施設の充実	市民健康部、建設部、企画開発部
25	都市公園、都市緑地及び区画整理地内の公園の整備推進／都市公園緑地の整備	建設部
26	街路及び市道の計画的整備の推進／道路交通ネットワークの充実	建設部
27	道路冠水地域の解消に向けた関係機関との連携／快適な道路環境の充実	総務部、建設部、水道部、経済部、消防
28	雨水・再生水の利用推進／節水思想と雨水・再生水利用の普及	水道部
29	配水池やポンプ場の耐震診断結果に基づく耐震化や更新／主要施設の耐震化（再掲 1）	水道部
30	幹線管路の耐震化漏水防止（給水の安定性や災害時における避難所への給水確保）／主要施設の耐震化（再掲 1）	水道部
31	既設配水池の更新（排水ブロック毎の設置箇所・適正容量の検討）／老朽化施設の更新	水道部
32	集中管理システムの強化（上水道施設の効率的な維持管理体制の充実）／維持管理体制の充実	水道部
33	全県的な水道事業関連事業者等との広域的応援体制の拡充／緊急時の応急給水対策の整備（再掲）	水道部

	関連施策	関連部署
34	未敷設地区の整備推進、既敷設地区における接続率の向上／下水道の整備	水道部
35	米須地区の農業集落排水事業の推進、その他の地区での事業導入／下水道の整備	経済部
36	湛水被害の解消／農業生産基盤の整備	経済部
37	喜屋武漁港の防波堤等の整備推進／漁港の整備	経済部
38	住民自治組織の構築と未結成の解消、運営手法の研究／住民自治組織の構築と強化	市民健康部
39	地域住民の交流推進、自治会員の拡大／住民自治組織の構築と強化	市民健康部
40	コミュニティー施設の整備と利用の促進／コミュニティー施設の整備、拡充	市民健康部、企画開発部
41	自治会等の自治力の強化／支え合い社会の構築	市民健康部

(3) 保健医療・福祉

○要配慮者の安全確保（再掲2） 【福祉部、総務部、企画開発部、市民健康部、消防】

○感染症対策の推進 【市民健康部】

市民の保健衛生環境の向上を図るとともに、災害時に疫病・感染症等が大規模発生することのないよう、感染症の発生予防、まん延防止のため、予防接種の推進、感染症発生時の早期探知、市民への情報提供、感染症拡大防止体制の強化が必要であり、新型インフルエンザ等の対策を図るなど、平時から感染症対策の推進に取り組む。

○災害時の医療救護等体制の充実 【市民健康部】

災害時の医療救護や避難所運営体制の充実を図るため、必要となる保健師や管理栄養士等の専門人材の確保に努める。

	関連施策	関連部署
1	災害時における弱者対策の検討／地域の防災機能の充実（再掲2）	福祉部、総務部、企画開発部、市民健康部、消防
2	新型インフルエンザ等の感染症対策の万全、被害拡大防止／救急体制の充実	市民健康部

	関連施策	関連部署
3	地域コミュニティー内での要配慮者の把握／支えあい社会の基盤づくり（再掲 2）	福祉部、総務部、企画開発部、消防
4	保健師、管理栄養士等の保健分野の専門人材の確保／保健福祉基盤の充実	市民健康部
5	定期予防接種の推進（発生及びまん延予防）／保健福祉基盤の充実	市民健康部
6	臨時予防接種への対応（発病及び重篤化の防止）／保健福祉基盤の充実	市民健康部
7	社会福祉協議会との連携／社会福祉基盤の充実（再掲 2）	福祉部、総務部
8	地域福祉ネットワーク体制の構築の推進（高齢者の見守り体制の強化）／地域包括ケアシステムの構築（再掲 2）	福祉部

（４）情報通信

○情報伝達手段の拡充強化

【総務部、企画開発部、経済部、消防】

災害発生時の市民や観光客等への情報伝達の迅速化を図るため、県の実施する「沖縄県防災情報システム」の拡充・強化に協力するとともに、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）及び防災行政無線の整備拡充、緊急エリアメール等の活用を図るなど、情報伝達手段の多重化、多様化を促進する。また、広報誌や市のホームページ及びその他広報手段の充実と活用を図ることにより、適切な情報を効果的に発信し、被災者支援の迅速化や誤った情報の拡散による風評被害の抑制に努める。

○沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運用への協力

【総務部】

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク（民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害対応等の情報伝達を行うために公的機関や防災機関等で結ばれた情報通信ネットワーク）について、大規模災害時においてもその機能が失われないように、県が実施する維持管理に協力する。

○各種公共施設等を結ぶ情報ネットワークの整備活用

【企画開発部、教育委員会総務部、教育委員会指導部、福祉部、消防】

教育機関及び各種公共施設を結ぶ情報ネットワークの整備活用を図ることにより、災害発生時の情報伝達の迅速化を促進する。

○災害時における事業者等との連携強化（再掲 1）

【総務部、水道部、各事業者】

	関連施策	関連部署
1	ハザードマップの周知及び更新／防災のための行政施策推進（再掲2）	総務部
2	ライフライン（電気、通信、ガス、上下水道）確保のための関係機関との連携／防災のための行政施策推進（再掲1）	総務部、水道部
3	全国瞬時警報システム及び防災行政無線による情報伝達の迅速化／防災情報伝達の強化	総務部、消防
4	防災行政無線の設置拡充及び防災行政無線の難聴地域への防災ラジオの導入／防災情報伝達の強化	総務部
5	公民館、自治会、企業等との連携による情報伝達の浸透／防災情報伝達の強化	総務部
6	教育機関及び各種公共施設を結ぶ情報ネットワークの整備活用／情報・通信ネットワークの充実・拡充	企画開発部、教育委員会総務部、教育委員会指導部、福祉部、消防
7	広報誌や市のホームページ及びその他広報手段の充実と活用（情報発信機能の充実）／広報及び情報公開の充実	企画開発部、総務部、経済部

（５）エネルギー・産業

○災害時における事業者等との連携強化（再掲1、4） 【総務部、水道部、各事業者】

○事業者における防災対策の強化 【総務部、消防、各事業者】

各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、石油・プロパン（LP）ガス・液化天然ガス（LNG）等の備蓄可能な燃料の確保のほか、高効率コジェネレーション、燃料電池、蓄電池、再生可能エネルギー等の自立分散エネルギーの導入を検討する。また、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

○未活用のクリーンエネルギー等の活用の検討 【総務部、企画開発部】

災害時の業務継続に必要なエネルギーの確保について、未活用のクリーンエネルギー等の活用によるエネルギーの多様化や自立分散型エネルギー導入の検討に加えて、それ

それぞれのエネルギーを融通可能な面的な利用が促進できる災害時業務継続地区（ＢＣＤ）の構築可能性について検討する。

	関連施策	関連部署
1	ライフライン（電気、通信、ガス、上下水道）確保のための関係機関との連携／防災のための行政施策推進（再掲 1、4）	総務部、水道部
2	家庭、職場での防災対策の指導・啓発／市民消防力の強化（再掲 1、2）	総務部、消防
3	未活用のクリーンエネルギー資源の活用／クリーンエネルギー利用の普及	総務部、企画開発部
4	雨水・再生水の利用推進／節水思想と雨水・再生水利用の普及（再掲 2）	水道部
5	配水池やポンプ場の耐震診断結果に基づく耐震化や更新／主要施設の耐震化（再掲 1、2）	水道部
6	幹線管路の耐震化漏水防止（給水の安定性や災害時における避難所への給水確保）／主要施設の耐震化（再掲 1、2）	水道部
7	既設配水池の更新（排水ブロック毎の設置箇所・適正容量の検討）／老朽化施設の更新（再掲 2）	水道部
8	集中管理システムの強化（上水道施設の効率的な維持管理体制の充実）／維持管理体制の充実（再掲 2）	水道部

（６）交通・物流

○災害時における事業者等との連携強化（再掲 1、4、5）【総務部、水道部、各事業者】

○地域・都市の浸水対策（再掲 2）【総務部、建設部、水道部、経済部、消防】

○地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備【建設部】

地域特性や社会環境の変化等に対応した生活基盤の整備・拡充を図るとともに、災害時にも地域交通ネットワークが分断することのないよう、平時から交通・輸送基盤の整備に取り組む。

	関連施策	関連部署
1	民間企業等との流通備蓄協定の締結／防災のための行政施策推進（再掲 1）	総務部
2	ライフライン（電気、通信、ガス、上下水道）確保のための関係機関との連携／防災のための行政施策推進（再掲 1、4、5）	総務部、水道部

	関連施策	関連部署
3	子どもやお年寄りに安全な道路や広場の整備／異なる世代が共に住むまちづくり（再掲 2）	建設部、経済部、企画開発部
4	狭あい道路の解消による利便性の向上と防災対策の推進／既成市街地の整備（再掲 2）	建設部
5	兼城地区の土地利用計画の明確化、道路・公園等の公共施設の整備と併せた地区計画の策定推進／スプロール地区への対処（再掲 2）	建設部
6	街路及び市道の計画的整備の推進／道路交通ネットワークの充実（再掲 2）	建設部
7	道路冠水地域の解消に向けた関係機関との連携／快適な道路環境の充実（再掲 2）	総務部、建設部、水道部、経済部、消防

（７）農林水産

○農業生産基盤の整備

【経済部】

災害時に食料等の安定供給の停滞等、農業の生産活動を機能不全に陥らせることのないよう地域特性に応じた農業生産基盤の整備に取り組む。

○農地及び農業用施設の保全

【経済部】

農地の荒廃により土砂崩れが発生するなど、災害時の被害が拡大することのないよう、農地及び農業用施設の保全に取り組む。

○農業生産基盤の長寿命化・防災減災対策

【経済部】

自然災害に対する機能強化及び土地改良施設の計画的な更新・修繕を図るため、土地改良施設の長寿命化・防災減災対策を推進する。

○水産基盤施設における防災対策の強化

【経済部】

災害時に食料等の安定供給の停滞等、水産業の生産活動を機能不全に陥らせることのないよう、漁港施設の機能保全対策を推進する。

	関連施策	関連部署
1	農業生産基盤施設の整備及び利用促進／農村集落の整備及び利用促進	経済部
2	米須地区の農業集落排水事業の推進、その他の地区での事業導入／下水道の整備（再掲 2）	経済部
3	湛水被害の解消／農業生産基盤の整備（再掲 2）	経済部

	関連施策	関連部署
4	喜屋武漁港の防波堤等の整備推進／漁港の整備（再掲 2）	経済部

（８）環境

○水質保全対策の推進 【市民健康部、水道部、経済部】

野生生物にとって住みよい環境や市民の憩いの場としての自然環境を確保するとともに、災害時に有害物質が大規模拡散・流出することのないよう、平時から水質汚濁対策に取り組む。

○公害防止対策の推進 【市民健康部】

災害時に制御不能な公害による二次災害を発生させないために、平時から企業立地の際に公害防止に関連する関係機関との連携や市民・企業の環境に関する協定の締結支援に取り組み、公害防止の意識啓発を推進する。

○不法投棄防止対策の推進 【市民健康部】

災害発生時に大量に発生する災害廃棄物の処理や道路啓開作業等において支障となる不法投棄については、平時よりパトロール等監視体制の強化に取り組み、不法投棄防止対策に努める。

○災害廃棄物処理対策の推進 【市民健康部】

糸満市災害廃棄物処理計画に基づき、県及び市が民間事業者、他都道府県、国、ボランティア団体や地域住民の協力を得ながら一体となって、大規模災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の適正かつ円滑な処理の実施を図る。

○未活用のクリーンエネルギー等の活用の検討（再掲 5） 【総務部、企画開発部】

	関連施策	関連部署
1	不法投棄の防止／循環型社会の構築	市民健康部
2	下水道未整備地域における合併処理浄化槽及び単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進／生活排水対策	市民健康部
3	公害防止の意識啓発／公害防止対策	市民健康部
4	企業立地の際、公害を発生させない関係機関との連携／公害防止対策	市民健康部
5	市民・企業の環境に関する協定の締結支援／公害防止対策	市民健康部
6	未活用のクリーンエネルギー資源の活用／クリーンエネルギー利用の普及（再掲 5）	総務部、企画開発部

	関連施策	関連部署
7	南部市町による最終処分場の建設とごみ処理施設の一元化／廃棄物処理施設の整備	市民健康部
8	雨水・再生水の利用推進／節水思想と雨水・再生水利用の普及（再掲 2、5）	水道部
9	未敷設地区の整備推進、既敷設地区における接続率の向上／下水道の整備（再掲 2）	水道部
10	米須地区の農業集落排水事業の推進、その他の地区での事業導入／下水道の整備（再掲 2、7）	経済部

（９）土地利用

○地域防災力の向上（再掲 2）

【総務部、建設部、経済部、企画開発部、教育委員会総務部】

○密集市街地等の整備改善と避難地等の確保（再掲 2）

【建設部】

	関連施策	関連部署
1	子どもやお年寄りに安全な道路や広場の整備／異なる世代が共に住むまちづくり（再掲 2、6）	建設部、経済部、企画開発部
2	兼城地区の土地利用計画の明確化、道路・公園等の公共施設の整備と併せた地区計画の策定推進／スプロール地区への対処（再掲 2、6）	建設部
3	潮平・阿波根地区等の基盤整備促進／スプロール地区への対処（再掲 2）	建設部
4	市営住宅の建て替えや整備（安全・安心・快適にくらせるユニバーサルデザイン化）／市営住宅の建替（再掲 2）	建設部
5	地域力を高める公民館または集会所等の整備、公園緑地等の整備の促進／コミュニティ施設の充実（再掲 2）	市民健康部、建設部、企画開発部
6	都市公園、都市緑地及び区画整理地内の公園の整備推進／都市公園緑地の整備（再掲 2）	建設部
7	コミュニティ施設の整備と利用の促進／コミュニティ施設の整備、拡充（再掲 2）	市民健康部、企画開発部

＜横断的施策分野の推進方針＞

（１）老朽化対策

○公共施設等における各種予防施策の推進

【関係各部署】

大規模災害に備えた市民の生活基盤の機能維持・強化として、公共施設等の耐震化対策、老朽化対策及び長寿命化対策を横断的に取り組むことにより公共施設等の適正管理を図る。

第5章 計画の推進と不断の見直し

1. 計画の推進

本計画は、「糸満市地域防災計画」と一体となって総合的かつ効果的に防災・減災対策を推進しながら、各分野別計画などと連携し、計画的かつ着実に取組みを推進する。

2. 他の計画等の必要な見直し

本計画は、本計画以外の地域強靱化に関する市の計画等の指針となるべきものであり、本計画を基本として、地域強靱化に係る市の他の計画について必要に応じて見直しや改善を行う。

3. 本計画の進捗管理と不断の見直し

地域強靱化は、第3章で示した脆弱性評価において想定した34項目の「起きてはならない最悪の事態」のそれぞれを回避することを企図して本計画を定め、これを基本に地域強靱化に係る市の他の計画等について必要に応じ見直しを図りながら、様々な施策を展開していくものである。

また、脆弱性評価の結果を踏まえて推進方針を立て、速やかに各部局連携のもとで施策を実施していくことが極めて重要であり、その際、施策の進捗等に応じて本計画を見直していく必要がある。

このため、各施策の実施と合わせて進捗状況の把握等を行うこととし、整合する「糸満市総合計画」に用いている成果指標の達成状況等を中心に、施策等の点検・評価を全庁的に行い、その結果に応じて計画の見直し・改善を行う。

また、今後の社会経済情勢等の変化や地域強靱化の施策の進捗状況等を考慮して、概ね5年ごとに本計画の見直し・改善を行う。

なお、「糸満市総合計画」は、地域強靱化の視点も踏まえた総合的な計画であり、本計画と同様に指針性を有し、各分野ごとに施策の進捗を管理していることから、本計画と同じ方向を向くよう整合性を図る必要があるため、本計画の進捗管理については、「糸満市総合計画」のPDCAサイクルとの整合を図るものとする。

(別紙 1) リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
○非構造部材の耐震対策、バリアフリー化、防災機能の強化／学校施設整備の充実 安全・安心な学校づくりを進めるよう、耐震対策とバリアフリー化、防災機能の強化を進めます。【教育委員会総務部】 ○住宅・特定既存耐震不適格建築等の耐震診断・改修促進に向けた支援等／防災のための行政施策推進 自然災害や都市災害に配慮した適正な土地利用の促進に資するよう、住宅・特定既存耐震不適格建築等の耐震診断・改修促進に向けた支援等に努めます。【建設部】 ○狭あい道路の解消による利便性の向上と防災対策の推進／既成市街地の整備 狭あい道路の解消による利便性の向上と防災対策を推進します。【建設部】 ○兼城地区の土地利用計画の明確化、道路・公園等の公共施設の整備と併せた地区計画の策定推進／スプロール地区への対処 兼城地区は、土地利用計画を明確にし、道路、公園等の公共施設の整備と併せて地区計画の策定を推進します。【建設部】 ○潮平・阿波根地区等の基盤整備促進／スプロール地区への対処 潮平・阿波根地区等の基盤整備を促進します。【建設部】 ○空き家等の実態把握／良好な住宅の整備 空き家等の実態を把握し、所有者による適正な管理に向けた対策を行うとともに、有効活用に向けた取り組みを進めます。【建設部】 ○市営住宅の建て替えや整備（安全・安心・快適にらせるユニバーサルデザイン化）／市営住宅の建替 市営住宅の建て替えや整備にあたっては、誰もが安全・安心・快適に暮らせるよう、ユニバーサルデザイン化に取り組みます。【建設部】	

○地域力を高める公民館または集会所等の整備、公園緑地等の整備の促進／コミュニティ施設の充実

地域力を高めるよう公民館または集会所等の整備、公園緑地等の整備を促進します。

【市民健康部、建設部、企画開発部】

○都市公園、都市緑地及び区画整理地内の公園の整備推進／都市公園緑地の整備

都市計画決定済みの都市公園、都市緑地及び区画整理地内の公園の整備を推進します。

【建設部】

○街路及び市道の計画的整備の推進／道路交通ネットワークの充実

街路及び市道の計画的整備を推進します。

【建設部】

1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
○非構造部材の耐震対策、バリアフリー化、防災機能の強化／学校施設整備の充実（再掲 1-1)	
○防災講習会の実施／地域の防災機能の充実	
防災講習会を実施し、市民の防災意識向上をはかります。	
【総務部】	
○自主防災組織の結成促進／地域の防災機能の充実	
地域の防災力を高めるよう、各公民館、自治会等と連携して自主防災組織の結成を促進します。	
【総務部】	
○自主防災組織の活性化（人材育成及び防災資機材の充実）／地域の防災機能の充実	
自主防災組織の活性化のため、人材育成及び防災資機材の充実を支援します。	
【総務部】	
○自主防災組織連絡協議会による合同訓練の定期的開催／地域の防災機能の充実	
自主防災組織連絡協議会による合同訓練を定期的に行います。	
【総務部】	
○災害時における弱者対策の検討／地域の防災機能の充実	
災害時における弱者対策の検討をします。	
【福祉部、企画開発部、市民健康部、消防、総務部】	
○ハザードマップの周知及び更新／防災のための行政施策推進	
ハザードマップの周知及び更新をします。	
【総務部】	

○地域防災計画の定期的な点検と見直し／防災のための行政施策推進

地域防災計画の定期的な点検と必要に応じた見直しを行い災害に備えます。

【総務部】

○全国瞬時警報システム及び防災行政無線による情報伝達の迅速化／防災情報伝達の強化

全国瞬時警報システム及び防災行政無線による防災情報伝達の迅速化を推進します。

【総務部、消防】

○防災行政無線の設置拡充及び防災行政無線の難聴地域への防災ラジオの導入／防災情報伝達の強化

防災行政無線の設置拡充及び防災行政無線の難聴地域への防災ラジオの導入を推進します。

【総務部】

○公民館、自治会、企業等との連携による情報伝達の浸透／防災情報伝達の強化

公民館、自治会、企業等との連携による情報伝達の浸透をはかります。

【総務部】

○災害が予想される地域での定例訓練／災害が予想される地域での防災対策

災害が予想される地域では、定例訓練を自治会等と連携して進めます。

【総務部】

○避難所の確保、案内板の整備、防災マップへの掲載、危険箇所での警告板の整備／災害が予想される地域での防災対策

避難所等の確保に努めつつ、案内板の整備や防災マップへの掲載等による周知をはかるとともに、危険箇所での警告板の整備をはかります。

【総務部、建設部、経済部、企画開発部】

○家庭、職場での防災対策の指導・啓発／市民消防力の強化

家庭、職場での防災対策について指導・啓発し、市民消防力の強化に努めます。

【消防、総務部】

○自主防災組織や消防団と連携した避難誘導訓練や消火訓練の実施／市民消防力の強化

自主防災組織や消防団と連携した避難誘導訓練や消火訓練を行い、地域に密着したサポート体制の構築をはかります。

【消防、総務部】

○地域コミュニティ内での要配慮者の把握／支えあい社会の基盤づくり

地域コミュニティ内で要配慮者の把握を行い、緊急時の地域の取り組みを促します。

【福祉部、総務部、企画開発部、消防】

○社会福祉協議会との連携／社会福祉基盤の充実 社会福祉協議会との連携により社会福祉推進基盤の充実に努めます。 【福祉部、総務部】
○地域福祉ネットワーク体制の構築の推進（高齢者の見守り体制の強化）／地域包括ケアシステムの構築 地域福祉ネットワーク体制の構築を推進し、高齢者の見守り体制の強化をはかります。 【福祉部】
○狭あい道路の解消による利便性の向上と防災対策の推進／既成市街地の整備（再掲 1-1）
○街路及び市道の計画的整備の推進／道路交通ネットワークの充実（再掲 1-1）
○喜屋武漁港の防波堤等の整備推進／漁港の整備 喜屋武漁港の防波堤等の整備を推進します。 【経済部】

1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
○道路冠水地域の解消に向けた関係機関との連携／快適な道路環境の充実 道路冠水地域の解消に向けて関係機関と連携します。 【総務部、建設部、水道部、経済部、消防】	
○湛水被害の解消／農業生産基盤の整備 湛水被害の解消に向けて取り組みを進めます。 【経済部】	
○喜屋武漁港の防波堤等の整備推進／漁港の整備（再掲 1-2）	

1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市土の脆弱性が高まる事態
○兼城地区の土地利用計画の明確化、道路・公園等の公共施設の整備と併せた地区計画の策定推進／スプロール地区への対処（再掲 1-1）	
○道路冠水地域の解消に向けた関係機関との連携／快適な道路環境の充実（再掲 1-3）	

1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
○非構造部材の耐震対策、バリアフリー化、防災機能の強化／学校施設整備の充実（再掲 1-1、1-2） ○災害時における弱者対策の検討／地域の防災機能の充実（再掲 1-2） ○ハザードマップの周知及び更新／防災のための行政施策推進（再掲 1-2） ○全国瞬時警報システム及び防災行政無線による情報伝達の迅速化／防災情報伝達の強化（再掲 1-2） ○防災行政無線の設置拡充及び防災行政無線の難聴地域への防災ラジオの導入／防災情報伝達の強化（再掲 1-2） ○公民館、自治会、企業等との連携による情報伝達の浸透／防災情報伝達の強化（再掲 1-2） ○災害が予想される地域での定例訓練／災害が予想される地域での防災対策（再掲 1-2） ○避難所の確保、案内板の整備、防災マップへの掲載、危険箇所での警告板の整備／災害が予想される地域での防災対策（再掲 1-2） ○地域コミュニティ内での要配慮者の把握／支えあい社会の基盤づくり（再掲 1-2） ○社会福祉協議会との連携／社会福祉基盤の充実（再掲 1-2） ○地域福祉ネットワーク体制の構築の推進（高齢者の見守り体制の強化）／地域包括ケアシステムの構築（再掲 1-2） ○教育機関及び各種公共施設を結ぶ情報ネットワークの整備活用／情報・通信ネットワークの充実・拡充 市内の教育機関及び各種公共施設を結ぶ情報ネットワークの整備活用に努めます。 【企画開発部、教育委員会総務部、教育委員会指導部、福祉部、消防本部】 ○広報誌や市のホームページ及びその他広報手段の充実と活用（情報発信機能の充実）／広報及び情報公開の充実	

広報誌や市のホームページ及びその他広報手段の充実と活用により、情報発信機能を充実させます。

【企画開発部、総務部、経済部】

2. 大規模自然災害発生直後から救急・救助、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
○非構造部材の耐震対策、バリアフリー化、防災機能の強化／学校施設整備の充実（再掲 1-1、1-2、1-5） ○民間企業等との流通備蓄協定の締結／防災のための行政施策推進 市内の食品や日常品を取り扱う企業等と流通備蓄協定を締結し、災害に備えます。 【総務部】	

2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
○子どもやお年寄りに安全な道路や広場の整備／異なる世代が共に住むまちづくり 子どもやお年寄りに安全な道路や広場の整備を進めていきます。 【建設部、経済部、企画開発部】 ○狭あい道路の解消による利便性の向上と防災対策の推進／既成市街地の整備（再掲 1-1、1-2） ○兼城地区の土地利用計画の明確化、道路・公園等の公共施設の整備と併せた地区計画の策定推進／スプロール地区への対処（再掲 1-1、1-4） ○潮平・阿波根地区等の基盤整備促進／スプロール地区への対処（再掲 1-1） ○街路及び市道の計画的整備の推進／道路交通ネットワークの充実（再掲 1-1、1-2）	

2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
○非構造部材の耐震対策、バリアフリー化、防災機能の強化／学校施設整備の充実（再掲 1-1、1-2、1-5、2-1）	

○自主防災組織の結成促進／地域の防災機能の充実（再掲 1-2）

○自主防災組織の活性化（人材育成及び防災資機材の充実）／地域の防災機能の充実（再掲 1-2）

○自主防災組織連絡協議会による合同訓練の定期的開催／地域の防災機能の充実（再掲 1-2）

○災害が予想される地域での定例訓練／災害が予想される地域での防災対策（再掲 1-2、1-5）

○自主防災組織や消防団と連携した避難誘導訓練や消火訓練の実施／市民消防力の強化（再掲 1-2）

○消防広域化の推進／消防力の強化

消防力の強化及び近隣消防署との相互補完をはかるため消防広域化を推進します。

【消防、企画開発部】

○消防職員定数の増員及び適正配置と訓練強化／消防力の強化

消防力の強化のため、消防職員定数を増員するとともに、職員の適正な配置と訓練強化に努めます。

【消防】

○消防団の増員及び資質向上／消防力の強化

消防署の補完機能強化のため消防団の増員及び資質向上をはかります。

【消防】

○管内の航空自衛隊・陸上自衛隊並びに警察署との連携強化／消防力の強化

管内の航空自衛隊・陸上自衛隊並びに警察署と連携強化をはかり、発災時の迅速な人命救助活動に努めます。

【総務部、消防】

○消防広域化を見据えた市街地の分署新設／消防施設・設備の充実

消防広域化を視野に入れながら市街地に分署を新設し、救命及び被害軽減のための機動力の確保に努めます。

【消防】

○消防車両の適切な配備／消防施設・設備の充実

消防車両の適切な配備による多様な災害への対応力を確保します。

【消防】

○各種消防用資機材の充実／消防施設・設備の充実 各種消防用資機材の充実による機動力の強化をはかります。	【消防】
--	------

2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
○非構造部材の耐震対策、バリアフリー化、防災機能の強化／学校施設整備の充実（再掲 1-1、1-2、1-5、2-1、2-3） ○民間企業等との流通備蓄協定の締結／防災のための行政施策推進（再掲 2-1）	

2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
○保健師、管理栄養士等の保健分野の専門人材の確保／保健福祉基盤の充実 保健師、管理栄養士等の保健分野の専門人材を確保し、保健指導等の体制基盤の充実をはかります。 【市民健康部】	

2-6	被災地、避難所における疫病・感染症等の大規模発生
○非構造部材の耐震対策、バリアフリー化、防災機能の強化／学校施設整備の充実（再掲 1-1、1-2、1-5、2-1、2-3、2-4） ○新型インフルエンザ等の感染症対策の万全、被害拡大防止／救急体制の充実 新型インフルエンザ等の感染症対策に万全を期し、被害拡大防止に努めます。 【市民健康部】 ○定期予防接種の推進（発生及びまん延予防）／保健福祉基盤の充実 定期予防接種の推進により発生及びまん延予防をはかります。 【市民健康部】 ○臨時予防接種への対応（発病及び重篤化の防止）／保健福祉基盤の充実 臨時予防接種への対応により個人の発病及び重篤化の防止をはかります。 【市民健康部】	

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
○防犯性の高い住宅等（死角の排除等）の関係機関と連携した普及促進／良好な住宅の整備 それぞれ住宅からの死角の排除など、防犯性の高い住宅等について、関係機関と連携し普及促進していきます。 【建設部、市民健康部】 ○住民自治組織の構築と未結成の解消、運営手法の研究／住民自治組織の構築と強化 住民自治組織の構築と未結成の解消、運営手法の研究を市民と行政の協働で進めていきます。 【市民健康部】 ○地域住民の交流推進、自治会員の拡大／住民自治組織の構築と強化 地域住民の交流を推進し、自治活動への関心を高め、自治会員の拡大をはかっていきます。 【市民健康部】 ○自治会等の自治力の強化／支え合い社会の構築 自治会等の自治力の強化に努めます。 【市民健康部】	

3-2	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
○非構造部材の耐震対策、バリアフリー化、防災機能の強化／学校施設整備の充実（再掲 1-1、1-2、1-5、2-1、2-3、2-4、2-6） ○地域防災計画の定期的な点検と見直し／防災のための行政施策推進（再掲 1-2） ○職員初動対応マニュアルの策定／防災のための行政施策推進 「職員初動対応マニュアル」を策定し、職員の防災体制の充実をはかります。 【総務部】 ○未活用のクリーンエネルギー資源の活用／クリーンエネルギー利用の普及 未活用のクリーンエネルギー資源の活用について、民間事業者や関係機関と協力し取り組みます。 【総務部、企画開発部】	

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期化
○非構造部材の耐震対策、バリアフリー化、防災機能の強化／学校施設整備の充実（再掲 1-1、1-2、1-5、2-1、2-3、2-4、2-6、3-2） ○ライフライン（電気、通信、ガス、上下水道）確保のための関係機関との連携／防災のための行政施策推進 ライフライン（電気、通信、ガス、上下水道）を確保するため、関係機関との連携をはかります。【総務部、水道部】 ○未活用のクリーンエネルギー資源の活用／クリーンエネルギー利用の普及（再掲 3-2）	

4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
○非構造部材の耐震対策、バリアフリー化、防災機能の強化／学校施設整備の充実（再掲 1-1、1-2、1-5、2-1、2-3、2-4、2-6、3-2、4-1） ○ライフライン（電気、通信、ガス、上下水道）確保のための関係機関との連携／防災のための行政施策推進（再掲 4-1） ○全国瞬時警報システム及び防災行政無線による情報伝達の迅速化／防災情報伝達の強化（再掲 1-2、1-5） ○防災行政無線の設置拡充及び防災行政無線の難聴地域への防災ラジオの導入／防災情報伝達の強化（再掲 1-2、1-5） ○公民館、自治会、企業等との連携による情報伝達の浸透／防災情報伝達の強化（再掲 1-2、1-5） ○教育機関及び各種公共施設を結ぶ情報ネットワークの整備活用／情報・通信ネットワークの充実・拡充（再掲 1-5） ○広報誌や市のホームページ及びその他広報手段の充実と活用（情報発信機能の充実）／広報及び情報公開の充実（再掲 1-5）	

５．大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1	サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下
○ライフライン（電気、通信、ガス、上下水道）確保のための関係機関との連携／防災のための行政施策推進（再掲 4-1、4-2） ○街路及び市道の計画的整備の推進／道路交通ネットワークの充実（再掲 1-1、1-2、2-2）	

5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
○ライフライン（電気、通信、ガス、上下水道）確保のための関係機関との連携／防災のための行政施策推進（再掲 4-1、4-2、5-1） ○未活用のクリーンエネルギー資源の活用／クリーンエネルギー利用の普及（再掲 3-2、4-1）	

5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災・爆発等
○家庭、職場での防災対策の指導・啓発／市民消防力の強化（再掲 1-2）	

5-4	食料等の安定供給の停滞
○民間企業等との流通備蓄協定の締結／防災のための行政施策推進（再掲 2-1、2-4）	

６．大規模災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・L P ガスサプライチェーンの機能の停止
○ライフライン（電気、通信、ガス、上下水道）確保のための関係機関との連携／防災のための行政施策推進（再掲 4-1、4-2、5-1、5-2）	

6-2	上下水道等の長期間にわたる供給停止、異常渇水等により用水の供給途絶
○ライフライン（電気、通信、ガス、上下水道）確保のための関係機関との連携／防災のための行政施策推進（再掲 4-1、4-2、5-1、5-2、6-1）	
○雨水・再生水の利用推進／節水思想と雨水・再生水利用の普及 水を大切に使い、きれいに処理をして、雨水・再生水の利用を推進します。 【水道部】	
○配水池やポンプ場の耐震診断結果に基づく耐震化や更新／主要施設の耐震化 主要施設である配水池やポンプ場の耐震診断結果に基づき、整備の優先度を踏まえて施設の耐震化や更新を進めます。 【水道部】	
○幹線管路の耐震化漏水防止（給水の安定性や災害時における避難所への給水確保）／主要施設の耐震化 幹線管路については、給水の安定性や災害時における避難所への給水確保を考慮し耐震化や漏水防止に努めます。 【水道部】	
○既設配水池の更新（排水ブロック毎の設置箇所・適正容量の検討）／老朽化施設の更新 既設配水池の更新において、配水ブロック毎の設置箇所・適正容量の検討を行い、効率的及び経済的な施設更新をはかります。 【水道部】	
○集中管理システムの強化（上水道施設の効率的な維持管理体制の充実）／維持管理体制の充実 上水道施設の効率的な維持管理体制の充実をはかるために、集中管理システムを強化するとともに、業務処理の効率化、迅速化をはかります。 【水道部】	
○全県的な水道事業関連事業者等との広域的応援体制の拡充／緊急時の応急給水対策の整備 災害時に備え応援給水の円滑な実施をはかるため、全県的な水道事業関連事業者等との広域応援体制の充実に努めます。 【水道部】	
○危機管理マニュアルの充実、定期的な訓練実施による非常時への対応／緊急時の応急給水対策の整備 危機管理マニュアルの充実をはかるとともに、市内関係団体との連携のもとでの定期的な訓練実施等による非常時への対応に努めます。 【水道部】	

6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
○ライフライン（電気、通信、ガス、上下水道）確保のための関係機関との連携／防災のための行政施策推進（再掲 4-1、4-2、5-1、5-2、6-1、6-2） ○下水道未整備地域における合併処理浄化槽及び単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進／生活排水対策 下水道未計画地域において、合併処理浄化槽の設置および単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。【市民健康部】 ○未敷設地区の整備推進、既敷設地区における接続率の向上／下水道の整備 公共下水道の整備については、未敷設地区の整備を進めます。また、既敷設地区においては接続率の向上をはかり、公共用水域の水質保全に努めます。【水道部】 ○米須地区の農業集落排水事業の推進、その他の地区での事業導入／下水道の整備 米須地区の農業集落排水事業を推進するとともに、その他の地区での事業導入に向け取り組みます。【経済部】	

6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
○子どもやお年寄りに安全な道路や広場の整備／異なる世代が共に住むまちづくり（再掲 2-2） ○狭あい道路の解消による利便性の向上と防災対策の推進／既成市街地の整備（再掲 1-1、1-2、2-2） ○兼城地区の土地利用計画の明確化、道路・公園等の公共施設の整備と併せた地区計画の策定推進／スプロール地区への対処（再掲 1-1、1-4、2-2） ○潮平・阿波根地区等の基盤整備促進／スプロール地区への対処（再掲 1-1、2-2） ○街路及び市道の計画的整備の推進／道路交通ネットワークの充実（再掲 1-1、1-2、2-2、5-1） ○道路冠水地域の解消に向けた関係機関との連携／快適な道路環境の充実（再掲 1-3、1-4）	

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1	市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
○住宅・特定既存耐震不適格建築等の耐震診断・改修促進に向けた支援等／防災のための行政施策推進（再掲 1-1） ○狭あい道路の解消による利便性の向上と防災対策の推進／既成市街地の整備（再掲 1-1、1-2、2-2、6-4） ○兼城地区の土地利用計画の明確化、道路・公園等の公共施設の整備と併せた地区計画の策定推進／スプロール地区への対処（再掲 1-1、1-4、2-2、6-4） ○空き家等の実態把握／良好な住宅の整備（再掲 1-1） ○市営住宅の建て替えや整備（安全・安心・快適にくらせるユニバーサルデザイン化）／市営住宅の建替（再掲 1-1）	
7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
○ハザードマップの周知及び更新／防災のための行政施策推進（再掲 1-2、1-5） ○喜屋武漁港の防波堤等の整備推進／漁港の整備（再掲 1-2、1-3）	
7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
○農業生産基盤施設の整備及び利用促進／農村集落の整備及び利用促進 各地の特性に応じた農業生産基盤整備の推進、農地や地下ダムなどの生産基盤の有効利用を促進します。 【経済部】 ○配水池やポンプ場の耐震診断結果に基づく耐震化や更新／主要施設の耐震化（再掲 6-2） ○幹線管路の耐震化漏水防止（給水の安定性や災害時における避難所への給水確保）／主要施設の耐震化（再掲 6-2）	

○既設配水池の更新（排水ブロック毎の設置箇所・適正容量の検討）／老朽化施設の更新（再掲 6-2）
○湛水被害の解消／農業生産基盤の整備（再掲 1-3）

7-4	有害物質の大規模拡散・流出
○公害防止の意識啓発／公害防止対策 公害防止の意識啓発に努めます。【市民健康部】	
○企業立地の際、公害を発生させない関係機関との連携／公害防止対策 企業立地の際、公害を発生させないよう関係機関との連携に努めます。【市民健康部】	
○市民・企業の環境に関する協定の締結支援／公害防止対策 市民・企業の環境に関する協定の締結を支援します。【市民健康部】	

7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
○農業生産基盤施設の整備及び利用促進／農村集落の整備及び利用促進（再掲 7-3）	
○米須地区の農業集落排水事業の推進、その他の地区での事業導入／下水道の整備（再掲 6-3）	
○湛水被害の解消／農業生産基盤の整備（再掲 7-3）	

7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
○広報誌や市のホームページ及びその他広報手段の充実と活用（情報発信機能の充実）／広報及び情報公開の充実（再掲 1-5、4-2）	

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
○不法投棄の防止／循環型社会の構築 不法投棄の防止に向けて地域と連携し取り組みます。【市民健康部】	

○南部市町による最終処分場の建設とごみ処理施設の一元化／廃棄物処理施設の整備 南部市町による最終処分場の建設とごみ処理施設の一元化に向けて取り組みます。 【市民健康部】
--

8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
○自主防災組織の活性化（人材育成及び防災資機材の充実）／地域の防災機能の充実（再掲 1-2、2-3）	

8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
○国や県と連携した文化財の保全・修復／文化財の保全・育成 国や県と連携し、文化財の保全・修復をはかります。 【教育委員会総務部】	
○自主防災組織の結成促進／地域の防災機能の充実（再掲 1-2、2-3）	
○自主防災組織の活性化（人材育成及び防災資機材の充実）／地域の防災機能の充実（再掲 1-2、2-3、8-2）	
○自主防災組織連絡協議会による合同訓練の定期的開催／地域の防災機能の充実（再掲 1-2、2-3）	
○社会福祉協議会との連携／社会福祉基盤の充実（再掲 1-2、1-5）	
○不法投棄の防止／循環型社会の構築（再掲 8-1）	
○防犯性の高い住宅等（死角の排除等）の関係機関と連携した普及促進／良好な住宅の整備（再掲 3-1）	
○空き家等の実態把握／良好な住宅の整備（再掲 1-1、7-1）	
○地域力を高める公民館または集会所等の整備、公園緑地等の整備の促進／コミュニティー施設の充実（再掲 1-1）	

○住民自治組織の構築と未結成の解消、運営手法の研究／住民自治組織の構築と強化（再掲 3-1）
○地域住民の交流推進、自治会員の拡大／住民自治組織の構築と強化（再掲 3-1）
○コミュニティー施設の整備と利用の促進／コミュニティー施設の整備、拡充 コミュニティー施設の整備と利用促進に努めます。 【市民健康部、企画開発部】
○自治会等の自治力の強化／支え合い社会の構築（再掲 3-1）

8-4	基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
○農業生産基盤施設の整備及び利用促進／農村集落の整備及び利用促進（再掲 7-3、7-5）	
○配水池やポンプ場の耐震診断結果に基づく耐震化や更新／主要施設の耐震化（再掲 6-2、7-3）	
○幹線管路の耐震化漏水防止（給水の安定性や災害時における避難所への給水確保）／主要施設の耐震化（再掲 6-2、7-3）	
○既設配水池の更新（排水ブロック毎の設置箇所・適正容量の検討）／老朽化施設の更新（再掲 6-2、7-3）	
○集中管理システムの強化（上水道施設の効率的な維持管理体制の充実）／維持管理体制の充実（再掲 6-2）	
○全県的な水道事業関連事業者等との広域的応援体制の拡充／緊急時の応急給水対策の整備（再掲 6-2）	
○危機管理マニュアルの充実、定期的な訓練実施による非常時への対応／緊急時の応急給水対策の整備（再掲 6-2）	

8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
○喜屋武漁港の防波堤等の整備推進／漁港の整備（再掲 1-2、1-3、7-2）	

(別紙2) リスクシナリオごとの地域強靱化の推進方針

第4章の施策分野ごとの地域強靱化推進方針について、その推進方針を次のとおりリスクシナリオごとに整理した。

なお、推進方針となる施策には複数のリスクシナリオに関連するものが多いことから、各リスクシナリオにおいては主な施策を掲載し、再掲する一部施策については、その旨明示している。

1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生、不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

○大規模災害対応力の強化

【総務部、企画開発部、消防、水道部】

沖縄県は、島しょ地域であると同時に台風の常襲地域でもあり、自然災害を被りやすい地域であることから、本市においても、市民の生命、財産を守るため、東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模災害など様々な状況に対応できる実行力のある危機管理体制及び消防防災体制の強化を図る必要がある。

このため、危機管理体制の強化においては、災害対策本部運営環境を適切に整備し、地域防災計画の定期的な点検・見直しや各種危機管理マニュアルの策定等を推進する。

また、消防防災体制の強化においては、消防広域化の推進、消防車輛の適切な配備及び各種消防用資機材の充実等を図る。

○自主防災組織の拡充及び強化

【総務部、消防】

市民や企業等への防災教育の推進による防災意識の向上及び防災士の養成を図るとともに、自主防災組織の普及拡大及び消防団と連携した災害対応力の強化を図る。

○公共建築物等の耐震化の促進

【関係各部署】

大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点となる施設等の建築物については、耐震診断・改修等を進めていく必要があり、公共建築物の耐震診断を速やかに実施し、計画的かつ重点的な耐震化の促進に取り組む。

○応援体制の強化

【総務部、消防】

大規模災害時の救助・救急活動等において、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、受援計画を策定し、事前の準備に努める。また、緊急時の連絡体制及び受入拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して自衛隊、警察、消防等との連携体

制を充実させる。

○地域防災力の向上 【総務部、建設部、経済部、企画開発部、教育委員会総務部】

地域における防災力の向上については、避難施設や避難経路等の確保や整備を推進するとともに、ハザードマップによる危険地域や避難場所等の周知浸透を図り、災害が予想される地域での防災訓練や避難訓練の充実等に取り組む。

○密集市街地等の整備改善と避難地等の確保 【建設部】

密集市街地等における防災機能の改善については、老朽建築物等の建て替えや狭あい道路の整備を促進するとともに、防災機能を付加した都市公園等の整備を推進し、避難経路、避難地等の確保に取り組む。

○民間住宅・建築物等の耐震化促進 【建設部】

住宅・建築物の耐震対策については、民間建築物の建物所有者等に対する積極的な普及啓発や相談窓口の設置等により、耐震診断・改修を行いやすい環境の整備を行い、耐震化の促進を図る。また、住宅・建築物の機能維持・劣化予防については、老朽化対策や適正な維持保全の推進等に取り組む。

○地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備 【建設部】

地域特性や社会環境の変化等に対応した生活基盤の整備・拡充を図るとともに、災害時にも地域交通ネットワークが分断することのないよう、平時から交通・輸送基盤の整備に取り組む。

1－2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

○大規模災害対応力の強化（再掲 1－1）

○災害対策本部運営訓練の実施 【総務部、水道部】

災害対策本部員及び各部の災害対応力を向上させるため、大規模な地震・津波等を想定した災害対策本部運営を含めた実践的な訓練を実施する。

○自主防災組織の拡充及び強化（再掲 1-1）

○応援体制の強化（再掲 1-1）

○地域防災力の向上（再掲 1-1）

○密集市街地等の整備改善と避難地等の確保（再掲 1-1）

○要配慮者の安全確保 【福祉部、総務部、企画開発部、市民健康部、消防】

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対しては、防災知識の普及、地震時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等の様々な面で配慮が必要である。このため、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して避難行動要支援者の避難支援の体制を整備するよう努めるものとする。

また、糸満市要配慮者支援計画に基づき、避難行動要支援者の名簿等の情報を本人の同意を得て関係機関と共有し、具体的な避難支援個別計画の策定に努めるものとする。

さらに、災害時に一般の避難施設での生活が困難な要配慮者については、平時より各要配慮者に対応した福祉避難所の確保に努める。

○高潮等対策 【県、総務部、建設部、経済部】

高潮等災害については、高潮、波浪、潮風害等の自然災害から市民の生命や財産を守るため、県の実施する景観や生態系などの自然環境に配慮した海岸保全施設の整備等に協力するとともに、各機関及び関連部署が連携して必要に応じた対策に取り組む。

○情報伝達手段の拡充強化 【総務部、企画開発部、経済部、消防】

災害発生時の市民や観光客等への情報伝達の迅速化を図るため、県の実施する「沖縄県防災情報システム」の拡充・強化に協力するとともに、全国瞬時警報システム（Jアラート）及び防災行政無線の整備拡充、緊急エリアメール等の活用を図るなど、情報伝達手段の多重化、多様化を促進する。また、広報誌や市のホームページ及びその他広報手段の充実と活用を図ることにより、適切な情報を効果的に発信し、被災者支援の迅速化や誤った情報の拡散による風評被害の抑制に努める。

○地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備（再掲 1-1）

○水産基盤施設における防災対策の強化 【経済部】

災害時に食料等の安定供給の停滞等、水産業の生産活動を機能不全に陥らせることのないよう、漁港施設の機能保全対策を推進する。

1－3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

○地域・都市の浸水対策

【総務部、建設部、水道部、経済部、消防】

下水道による地域・都市の浸水対策については、雨水幹線や貯留浸透施設等の整備、農村地域の湛水被害防止対策等を推進する。また、内水ハザードマップの作成等や住民等による自助と自主防災組織等による共助、関係機関との連携による公助を組み合わせることにより、総合的かつ効率的な浸水対策に取り組む。

○高潮等対策（再掲 1-2）

○治水対策

【県、総務部、建設部、経済部、水道部】

河川の治水対策については、県の実施する都市河川の重点的な整備等に協力するとともに、各機関及び関連部署が連携して必要に応じた対策を行い、また、開発行為や家庭での雨水利用による河川への流出抑制を推進するなど、総合雨水対策に努める。

○水産基盤施設における防災対策の強化（再掲 1-2）

1－4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市土の脆弱性が高まる事態

○土砂災害対策

【県、総務部、建設部、経済部】

市内には、土砂災害（危険、警戒区域等）の被害が想定される箇所が存在することから、大雨や地震発生に伴い、土砂崩壊や地すべりが発生することによる被害を防ぐために、県が主体となって実施する砂防事業に協力し、各機関及び関連部署が連携して必要に応じた対策に取り組む。

1－5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

○大規模災害対応力の強化（再掲 1-1、1-2）

○災害対策本部運営訓練の実施（再掲 1-2）

○自主防災組織の拡充及び強化（再掲 1-1、1-2）

○地域防災力の向上（再掲 1-1、1-2）

○地域・都市の浸水対策（再掲 1-3）

○要配慮者の安全確保（再掲 1-2）

○土砂災害対策（再掲 1-4）

○高潮等対策（再掲 1-2、1-3）

○治水対策（再掲 1-3）

○情報伝達手段の拡充強化（再掲 1-2）

○各種公共施設等を結ぶ情報ネットワークの整備活用

【企画開発部、教育委員会総務部、教育委員会指導部、福祉部、消防】

教育機関及び各種公共施設を結ぶ情報ネットワークの整備活用を図ることにより、災害発生時の情報伝達の迅速化を促進する。

2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

○災害時における事業者等との連携強化

【総務部、水道部、各事業者】

災害時における各種団体・企業等との連携については、被災者への食料等の供給、緊急物資の輸送、公共土木施設の復旧、ライフラインの復旧等の応援対策を迅速に実施するため、民間事業者等との協定締結等により連携を強化し、協働で取り組む。

○応援体制の強化（再掲 1-1、1-2）

○安定した水資源の確保と上水道の整備

【水道部】

安定した水資源の確保については、関連施設の適切な維持・管理、雨水や再生水等の雑用水等への有効利用を図るとともに、水が貴重な資源であることを市民一人ひとりが認識し、節水や水循環に取り組むことで、水を大切に使う社会の実現を目指す。

また、上水道施設の整備については、今後の水需要や水質の安全性を確保するための水道施設等を整備するとともに、老朽化した施設の計画的な更新、耐震化を推進する。

2－2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

- 地域防災力の向上（再掲 1-1、1-2、1-5）
- 密集市街地等の整備改善と避難地等の確保（再掲 1-1、1-2）
- 地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備（再掲 1-1、1-2）

2－3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 大規模災害対応力の強化（再掲 1-1、1-2、1-5）
- 自主防災組織の拡充及び強化（再掲 1-1、1-2、1-5）
- 応援体制の強化（再掲 1-1、1-2、2-1）
- 地域防災力の向上（再掲 1-1、1-2、1-5、2-2）
- 地域・都市の浸水対策（再掲 1-3、1-5）

2－4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

- 災害時における事業者等との連携強化（再掲 2-1）
- 応援体制の強化（再掲 1-1、1-2、2-1、2-3）
- 安定した水資源の確保と上水道の整備（再掲 2-1）

2－5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

- 応援体制の強化（再掲 1-1、1-2、2-1、2-3、2-4）

○災害時の医療救護等体制の充実

【市民健康部】

災害時の医療救護や避難所運営体制の充実を図るため、必要となる保健師や管理栄養士等の専門人材の確保に努める。

2－6 被災地、避難所における疫病・感染症等の大規模発生

○応援体制の強化（再掲 1-1、1-2、2-1、2-3、2-4、2-5）

○感染症対策の推進

【市民健康部】

市民の保健衛生環境の向上を図るとともに、災害時に疫病・感染症等が大規模発生することのないよう、感染症の発生予防、まん延防止のため、予防接種の推進、感染症発生時の早期探知、市民への情報提供、感染症拡大防止体制の強化が必要であり、新型インフルエンザ等の対策を図るなど、平時から感染症対策の推進に取り組む。

3－1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

○地域安全対策の推進

【市民健康部、建設部】

災害時に、警察機能の大幅な低下により治安が悪化することのないよう、平時から自治会等と連携したコミュニティーの活性化、自治力強化の支援等による犯罪の抑止活動に取り組むとともに、防犯性の高い住宅等（死角の排除等）の関係機関と連携した普及促進、空き家等の実態把握に取り組む。

3－2 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○大規模災害対応力の強化（再掲 1-1、1-2、1-5、2-3）

○災害対策本部運営訓練の実施（再掲 1-2、1-5）

○自主防災組織の拡充及び強化（再掲 1-1、1-2、1-5、2-3）

○公共建築物等の耐震化の促進（再掲 1-1）

○応援体制の強化（再掲 1-1、1-2、2-1、2-3、2-4、2-5、2-6）

○地域・都市の浸水対策（再掲 1-3、1-5、2-3）

○未活用のクリーンエネルギー等の活用の検討

【総務部、企画開発部】

災害時の業務継続に必要なエネルギーの確保について、未活用のクリーンエネルギー等の活用によるエネルギーの多様化や自立分散型エネルギー導入の検討に加えて、それぞれのエネルギーを融通可能な面的な利用が促進できる災害時業務継続地区（ＢＣＤ）の構築可能性について検討する。

○公共施設等における各種予防施策の推進（再掲 1-1）

４－１ 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期化

○災害時における事業者等との連携強化（再掲 2-1、2-4）

○沖縄県総合行政情報通信ネットワーク運用への協力

【総務部】

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク（民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害対応等の情報伝達を行うために公的機関や防災機関等で結ばれた情報通信ネットワーク）について、大規模災害時においてもその機能が失われないように、県が実施する維持管理に協力する。

○未活用のクリーンエネルギー等の活用の検討（再掲 3-2）

４－２ テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない 事態

○情報伝達手段の拡充強化（再掲 1-2、1-5）

○各種公共施設等を結ぶ情報ネットワークの整備活用（再掲 1-5）

５－１ サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による 地域経済活動の低下

○災害時における事業者等との連携強化（再掲 2-1、2-4、4-1）

○安定した水資源の確保と上水道の整備（再掲 2-1、2-4）

○事業者における防災対策の強化

【総務部、消防、各事業者】

各事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、災害時においても重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、石油・プロパン（LP）ガス・液化天然ガス（LNG）等の備蓄可能な燃料の確保のほか、高効率コジェネレーション、燃料電池、蓄電池、再生可能エネルギー等の自立分散エネルギーの導入を検討する。また、予想される被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応計画の策定及び取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

○地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備（再掲 1-1、1-2、2-2）

5－2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

○災害時における事業者等との連携強化（再掲 2-1、2-4、4-1、5-1）

○事業者における防災対策の強化（再掲 5-1）

○未活用のクリーンエネルギー等の活用の検討（再掲 3-2、4-1）

5－3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災・爆発等

○自主防災組織の拡充及び強化（再掲 1-1、1-2、1-5、2-3、3-2）

○事業者における防災対策の強化（再掲 5-1、5-2）

5－4 食料等の安定供給の停滞

○災害時における事業者等との連携強化（再掲 2-1、2-4、4-1、5-1、5-2）

○事業者における防災対策の強化（再掲 5-1、5-2、5-3）

6－1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

○災害時における事業者等との連携強化（再掲 2-1、2-4、4-1、5-1、5-2、5-4）

○応援体制の強化（再掲 1-1、1-2、2-1、2-3、2-4、2-5、2-6、3-2）

○事業者における防災対策の強化（再掲 5-1、5-2、5-3、5-4）

6－2 上下水道等の長期間にわたる供給停止、異常濁水等により用水の供給途絶

○大規模災害対応力の強化（再掲 1-1、1-2、1-5、2-3、3-2）

○災害対策本部運営訓練の実施（再掲 1-2、1-5、3-2）

○災害時における事業者等との連携強化（再掲 2-1、2-4、4-1、5-1、5-2、5-4、6-1）

○公共建築物等の耐震化の促進（再掲 1-1、3-2）

○応援体制の強化（再掲 1-1、1-2、2-1、2-3、2-4、2-5、2-6、3-2、6-1）

○安定した水資源の確保と上水道の整備（再掲 2-1、2-4、5-1）

○公共施設等における各種予防施策の推進（再掲 1-1、3-2）

6－3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

○公共建築物等の耐震化の促進（再掲 1-1、3-2、6-2）

○安定した水資源の確保と上水道の整備（再掲 2-1、2-4、5-1、6-2）

○公共施設等における各種予防施策の推進（再掲 1-1、3-2、6-2）

6－4 地域交通ネットワークが分断する事態

○災害時における事業者等との連携強化（再掲 2-1、2-4、4-1、5-1、5-2、5-4、6-1、6-2）

○公共建築物等の耐震化の促進（再掲 1-1、3-2、6-2、6-3）

○応援体制の強化（再掲 1-1、1-2、2-1、2-3、2-4、2-5、2-6、3-2、6-1、6-2）

○地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備（再掲 1-1、1-2、2-2、5-1）

○公共施設等における各種予防施策の推進（再掲 1-1、3-2、6-2、6-3）

7－1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

○密集市街地等の整備改善と避難地等の確保（再掲 1-1、1-2、2-2）

○民間住宅・建築物等の耐震化促進（再掲 1-1）

○地域安全対策の推進（再掲 3-1）

7－2 海上・臨海部の広域複合災害の発生

○地域防災力の向上（再掲 1-1、1-2、1-5、2-2、2-3）

○高潮等対策（再掲 1-2、1-3、1-5）

○水産基盤施設における防災対策の強化（再掲 1-2、1-3）

7－3 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

○公共建築物等の耐震化の促進（再掲 1-1、3-2、6-2、6-3、6-4）

○地域・都市の浸水対策（再掲 1-3、1-5、2-3、3-2）

○安定した水資源の確保と上水道の整備（再掲 2-1、2-4、5-1、6-2、6-3）

○農地及び農業用施設の保全 【経済部】

農地の荒廃により土砂崩れが発生するなど、災害時の被害が拡大することのないよう、農地及び農業用施設の保全に取り組む。

○農業生産基盤の長寿命化・防災減災対策 【経済部】

自然災害に対する機能強化及び土地改良施設の計画的な更新・修繕を図るため、土地改良施設の長寿命化・防災減災対策を推進する。

○公共施設等における各種予防施策の推進（再掲 1-1、3-2、6-2、6-3、6-4）

7－4 有害物質の大規模拡散・流出

○水質保全対策の推進 【市民健康部、水道部、経済部】

野生生物にとって住みよい環境や市民の憩いの場としての自然環境を確保するとともに、災害時に有害物質が大規模拡散・流出することのないよう、平時から水質汚濁対策に取り組む。

○公害防止対策の推進 【市民健康部】

災害時に制御不能な公害による二次災害を発生させないために、平時から企業立地の際に公害防止に関連する関係機関との連携や市民・企業の環境に関する協定の締結支援に取り組み、公害防止の意識啓発を推進する。

7－5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

○地域・都市の浸水対策（再掲 1-3、1-5、2-3、3-2、7-3）

○農地及び農業用施設の保全（再掲 7-3）

○農業生産基盤の長寿命化・防災減災対策（再掲 7-3）

7－6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

○情報伝達手段の拡充強化（再掲 1-2、1-5、4-2）

8－1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○災害時における事業者等との連携強化（再掲 2-1、2-4、4-1、5-1、5-2、5-4、6-1、6-2、6-4）

○応援体制の強化（再掲 1-1、1-2、2-1、2-3、2-4、2-5、2-6、3-2、6-1、6-2、6-4）

○不法投棄防止対策の推進

【市民健康部】

災害発生時に大量に発生する災害廃棄物の処理や道路啓開作業等において支障となる不法投棄については、平時よりパトロール等監視体制の強化に取り組み、不法投棄防止対策に努める。

○災害廃棄物処理対策の推進

【市民健康部】

糸満市災害廃棄物処理計画に基づき、県及び市が民間事業者、他都道府県、国、ボランティア団体や地域住民の協力を得ながら一体となって、大規模災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の適正かつ円滑な処理の実施を図る。

8－2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○自主防災組織の拡充及び強化（再掲 1-1、1-2、1-5、2-3、3-2、5-3）

○災害時における事業者等との連携強化（再掲 2-1、2-4、4-1、5-1、5-2、5-4、6-1、6-

2、6-4、8-1)

○応援体制の強化（再掲 1-1、1-2、2-1、2-3、2-4、2-5、2-6、3-2、6-1、6-2、6-4、8-1)

８－３ 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○自主防災組織の拡充及び強化（再掲 1-1、1-2、1-5、2-3、3-2、5-3、8-2)

○文化財の災害対策

【教育委員会総務部】

本市の建造物、美術工芸品等の有形文化財及び有形民俗文化財は、火災等の被害から守る必要がある。とりわけ、史跡、名勝、天然記念物については、火災による被害、地震、台風による建造物等の倒壊も予想されるので、地域防災計画における文化財災害予防計画に基づき災害予防の徹底を図る。

また、災害により文化財に被害が及んだ場合にあっては、国や県と連携した文化財の保全・修復に努め、復旧復興の迅速化を図る。

○地域安全対策の推進（再掲 3-1、7-1)

○不法投棄防止対策の推進（再掲 8-1)

８－４ 基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○災害時における事業者等との連携強化（再掲 2-1、2-4、4-1、5-1、5-2、5-4、6-1、6-2、6-4、8-1、8-2)

○安定した水資源の確保と上水道の整備（再掲 2-1、2-4、5-1、6-2、6-3、7-3)

○事業者における防災対策の強化（再掲 5-1、5-2、5-3、5-4、6-1)

○農地及び農業用施設の保全（再掲 7-3、7-5)

○農業生産基盤の長寿命化・防災減災対策（再掲 7-3、7-5)

8－5 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

○高潮等対策（再掲 1-2、1-3、1-5、7-2）

○治水対策（再掲 1-3、1-5）

○水産基盤施設における防災対策の強化（再掲 1-2、1-3、7-2）

糸満市国土強靱化地域計画

令和 3 年 3 月 2 日

編集／糸満市総務部総務課

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町 1-1

TEL:098-840-8245 FAX : 098-840-8112